

# 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

## 御 説 明 資 料

平成29年9月 内閣人事局

### 目次

#### 1 総論

- 法律案の概要 ..... 1 ~ 4
- 法形式関係 ..... 5 ~ 7

#### 2 本則

- 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の改正（第 1 条関係）
  - ・退職手当の算定構造について ..... 8 ~ 15
  - ・基本額の調整率の改定（附則第 21 項関係） ..... 16 ~ 24
  - ・特別職幹部職員等の調整額の改正（附則第 26 項関係） ..... 25 ~ 35
- 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）の改正（第 2 条関係） ..... 36 ~ 44
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）の改正（第 3 条関係）
  - ・附則第 2 条について ..... 45
  - ・附則第 3 条第 1 項について ..... 45 ~ 52
  - ・附則第 3 条、第 5 条、第 6 条について ..... 53 ~ 55
  - ・附則第 4 条について ..... 53 ~ 55
  - ・附則第 6 条第 1 項について ..... 56
  - ・附則第 6 条第 2 項について ..... 56 ~ 63
- 過去の国家公務員退職手当法の一部改正法附則の実効性についての整理 ..... 64 ~ 76

#### 3 附則

- 施行期日の考え方及び経過措置を設けない理由について（附則第 1 項関係） ..... 77 ~ 81
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）の改正（附則第 2 項関係） ..... 82 ~ 83
- 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の改正（附則第 3 項関係） ..... 84 ~ 85

#### 4 理由

- 「理由」について ..... 86 ~ 87

# 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（概要）

民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員の退職手当の額を引き下げる等の改正を行う。

## 1 経緯

国家公務員の退職給付については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）において、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行ふことを通じて、官民均衡を確保することとされている。

前回調査（平成23年）から5年を経過したことから、昨年8月1日に、内閣総理大臣及び財務大臣から人事院總裁に対し、民間の退職金及び企業年金の実態調査の実施及び見解の表明を依頼した。

本年4月に人事院から、退職給付額での官民比較の結果、78万1千円（3.08%）公務が民間を上回り、官民均衡の観点から退職給付水準について見直しを行ふことが適切であるとする調査結果及び見解が示された。

以上を踏まえ、国家公務員の退職給付について官民均衡を確保するため、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）等において、退職手当の支給水準を引き下げる改正を行う。

（注1）国家公務員の総人件費に関する基本方針（平成26年7月25日閣議決定）抄

「退職給付（退職手当及び年金払い退職給付（使用者拠出分））について、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行ふことを通じて、官民均衡を確保する。」

（注2）民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解について（平成29年4月19日人事院）抄

「官民の退職給付水準の比較結果に基づき、国家公務員の退職給付水準について見直しを行ふことが適切である。」

## 2 改正内容

### （1）退手法附則第21項等

官民均衡を図るための率である「調整率」について、現行の87/100から83.7/100に改定する。

### （2）退手法附則第26項（退手法第6条の4第4項第5号の読み替規定により措置）

特別職幹部職員等の退職手当の「調整額」について、現行の「基本額」の8/100に相当する額を、当分の間、8.3/100に相当する額とする。

※俸給月額が指定職俸給表8号俸（事務次官クラス）の額を超える者及び在職期間の全てが特別職給与法適用職員（宮内庁職員（宮内庁長官等を除く。）及び国会職員を除く。）である者

### （3）その他所要の規定の整備を行う

## 3 今後の予定

### （1）閣議：平成29年9月下旬

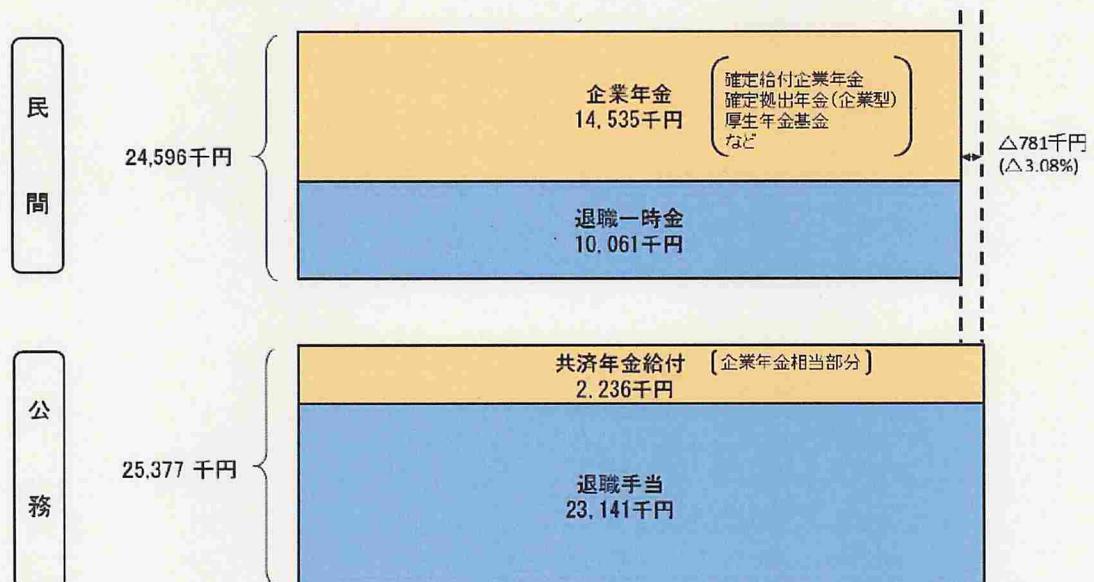
※「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定と同日

### （2）施行：平成30年1月1日

(参考) 民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解の概要（平成29年4月19日人事院）（抄）

### 3. 退職給付水準の官民比較結果及び国家公務員の退職給付に係る見解

- 退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較  
民間 24,596千円 公務 25,377千円 (781千円 (3.08%) 公務が上回る)  
<同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較>
- 官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、退職給付水準について見直しを行うことが適切



- ・ 勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員（公務は行政職俸給表(一)適用者）で定年又は会社都合（公務は応募認定）で退職した者（大学卒（大学院修了を含む）及び高校卒）を対象
- ・ 退職事由別（定年・会社都合（公務は応募認定））、勤続年数別のラスパイレス比較（民間の一人当たり平均の退職給付額を算出する上で、退職事由別、勤続年数別の公務の人員数ウエイトを使用）
- ・ 官民それぞれの使用者拠出による退職給付額を比較
- ・ 官民とも年金分については、退職時点に一時金として支給するとした場合の現価に換算

(参考)これまでの主な民間企業退職給付実態調査及び支給水準見直しの実施状況

調査年	民=100%として 官の水準	見直しの状況（法改正）	調整率	対象
1953（昭和28）年	（法制定）	—	—	
1971（昭和46）年	81%	→ 引上げ（※1） ※調整率の導入	120/100	長期勤続者 (勤続20年以上)
1978（昭和53）年	110%	→ 引下げ（※2）	110/100	長期勤続者 (勤続20年以上)
1983（昭和58）年	99%	(無)		
1989（平成元）年	101%	(無)		
1996（平成8）年	103%	(無)		
2001（平成13）年	105.6%	→ 引下げ（※3）	104/100	長期勤続者 (勤続20年以上)
2006（平成18）年	99.3%	(無)		
2011（平成23）年	115.8%	→ 引下げ（※5）	87/100	全退職者
2016（平成28）年	103.2%	→ 引下げ（今回法改正）	83.7/100	全退職者

※1 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和48年法律第30号）（以下「昭和48年改正法」という。）による改正

※2 国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第91号）（以下「昭和56年改正法」という。）による改正

※3 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号）（以下「平成15年改正法」という。）による改正

※4 昭和48年改正法、昭和56年改正法及び平成15年改正法においては、額の引上げが長期勤続者等に限定されていたが、これは国家公務員の退職手当が長期勤続報償であることに鑑み、勤続20年以上（自己都合を除く。）の退職者を100/100を超える調整率の対象としていたことによるものである。

※5 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）（以下「平成24年改正法」という。）による改正以降は、調整率が100/100を下回ったため、制度全体のバランスの観点から、勤続年数や退職理由にかかわらず、全退職者を対象として退職手当（基本額）に調整率を掛けることとした。

<今般の調査で民間企業の退職給付額が減少した理由（人事院の説明）>

- 今般の調査における民間企業の退職給付額は、平成23年調査と比べ約88万円（3.5%）減少している（うち退職一時金で約35万円（△3.4%）、企業年金現価額で約52万円（△3.5%））。

- 平成 23 年調査における民間の退職給付額の減少が大きかった要因としては、いわゆるリーマンショックによる景気悪化の影響等を背景として、従業員、とりわけ高齢層の給与水準が下がったこと、水準を引き下げる方向での退職一時金の制度見直しが行われたこと等が考えられる。他方、今般の調査に際しては、リーマンショックのような大きな景気悪化はなかったが、今般の調査においても民間の退職給付額は減少している。その要因としては、退職一時金については、その一部を原資に確定拠出年金（企業型）を導入する企業があること、企業年金については、厚生年金保険法等の一部改正による厚生年金基金の特例的な解散制度の導入等により企業年金制度がある企業の割合が低下していること、金利低下の影響を受け年金算定に使用する利率が低下していること等が考えられる。

## 法形式関係

### 1 三つの法律を一括して改正する理由

二つ以上の法律を一つの法律案として一括して取り扱う一般的な基準としては、原則として、

- ① 法案の趣旨目的が一つであること
- ② 法案の条項が相互に関連して一つの体系をなしていること
- ③ 原則として一つの委員会の所管に属する範囲内のものであること

の三要件を満たすこととされている。（昭和 60 年 12 月 3 日参議院内閣委員会における茂串内閣法制局長官答弁）

今回、退手法と一緒に改正する以下の二つの法律の改正は、いずれも調整率の改定により退職手当の額を引き下げるなどを共通の趣旨・目的とし、その改正内容は相互に密接に関連するものである（個別には 29 頁～35 頁参照）。

- ・昭和 48 年改正法の改正

- ・国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）（以下「平成 17 年改正法」という。）の改正

退手法はこれまで一部改正法を含めて一緒に改正した実績があり、今般の法改正においても、これらの法律については、退手法と一緒に改正を行うこととする。

（注 1）前回の平成 24 年改正法においても、退手法、昭和 48 年改正法、平成 15 年改正法及び平成 17 年改正法と一緒に改正している。

（注 2）平成 15 年改正法及び昭和 56 年改正法においても、退手法と昭和 48 年改正法と一緒に改正している。

### 2 一般職給与法と一緒に改正しない理由

一般職給与法の改正は、本年 8 月 8 日に人事院より出された勧告に基づき行うものである。一方、退職手当の支給水準の見直しは国家公務員法第 28 条に基づく人事院勧告の対象とはなっておらず、今般の改正は、政府から人事院に依頼した「民間の退職金及び企業年金の実態調査」の結果を踏まえ官民均衡を図るために行うものである。そのため、一般職給与法の改正と退手法の改正の趣旨・目的が共通とは言えない。

また、勤務条件の基礎事項とされている給与と退職手当は性格が異なっており、その改正内容も相互に密接に関連するものではない。

さらに、これまで、退手法を給与法と同一国会に提出したときには一括審議をしているが（平成 17 年改正法、平成 20 年改正法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 107 号）（以下「平成 26 年改正法」という。））、過去に退手法と給与法を束ねて一緒に改正した実績はない。

したがって、退手法と一般職給与法と一緒に改正しないこととする。

### 3 法律案の名称

退手法の他、「昭和 48 年改正法」、「平成 17 年改正法」を一括して改正するため、改正法案の名称については「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」とする。

(注 3) 三以上の法律を一の一部改正法の本則で改正する場合においては、「等」を用いて、「A 法等の一部を改正する法律」という題名を付ける。また、A 法と A 法の一部を改正する法律の二法のそれぞれ一部を改正する法律については、二法であっても「A 法等の一部を改正する法律」という題名を付けることとされている（ワークブック法制執務）。

今般の改正は退手法、昭和 48 年改正法及び平成 17 年改正法の三つの法律について行うものである。

(注 4) 下線部が今回の改正規定

- ①退手法 附則第 21 項～23 項 (第 1 条関係)
- ②昭和 48 年改正法 附則第 5 項～7 項 (第 2 条関係)
- ③平成 17 年改正法 附則第 3 条第 1 項 (第 3 条関係)

### 4 条立ての順番

条立ての順番については、今回改正する法律が同じ法律の一部改正法及びその元の法律であることから、制定日順に条立てをすることとし、

- ・第 1 条：退手法の一部改正
- ・第 2 条：昭和 48 年改正法の一部改正
- ・第 3 条：平成 17 年改正法の一部改正

とする。

なお、過去の法改正時も、退手法及びその一部改正法を一括改正した場合には、制定日順に条立てを行っている。

(参考)

- 平成 24 年改正法
  - ・第 1 条：退手法の一部改正
  - ・第 2 条：昭和 48 年改正法の一部改正
  - ・第 3 条：平成 15 年改正法の一部改正
  - ・第 4 条：平成 17 年改正法の一部改正

- 平成 15 年改正法
  - ・第 1 条：退手法の一部改正
  - ・第 2 条：昭和 48 年改正法の一部改正

### 5 過去の改正形式の一覧表

別紙 1のとおり。

改正法	法律 主な措置内容	法案名	束ねの有無	一括審議 / 単独審議	施行	支給水準の引下げに係る改正箇所	
						改正内容	改正法律
昭和56年	水準引下げ 地方への退職出向期間の特例	国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律 (昭和 56 年法律第 91 号)	有 ・昭和 48 年改正法	昭和 55 年 10 月 6 日提出 (臨時国会) <u>単独審議</u> 昭和 56 年 11 月 13 日成立	昭和 57 年 1 月 1 日 ※段階的引下げ（1段階目は昭和 57 年 1 月 1 日から、2段階目は昭和 58 年 1 月 1 日から、3段階目（最終）は昭和 59 年 1 月 1 日から）	①調整率の改定 ②4条退職（勤続 25 年以上の公務外傷病等退職）者を勤続 35 年として調整率を適用した場合より本則による支給率が高くなる場合に調整率の適用外とする調整（注）	①昭和 48 年改正法 ②昭和 48 年改正法
平成3年	調整率の規定 (原始附則) 通勤災害に係る措置	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律 (平成 3 年法律第 51 号)	無	平成 3 年 3 月 8 日提出 (常会) <u>単独審議</u> 平成 3 年 5 月 2 日成立	平成 3 年 5 月 2 日	無	
平成15年	水準引下げ 早期退職割増の見直し 役員出向期間の通算	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成 15 年法律第 62 号)	有 ・昭和 48 年改正法 ・国家公務員共済組合法 ・地方公務員等共済組合法	平成 15 年 2 月 7 日提出 (常会) <u>単独審議</u> 平成 15 年 5 月 28 日成立	平成 15 年 10 月 1 日 ※段階的引下げ（1段階目は平成 15 年 10 月 1 日から、2段階目（最終）は平成 16 年 10 月 1 日から）	①調整率の改定 ②4条退職（勤続 25 年以上の公務外傷病等退職）者を勤続 35 年として調整率を適用した場合より本則による支給率が高くなる場合に調整率の適用外とする調整 ③最高限度額（支給率 60）よりも勤続 35 年定年退職の支給率が下回ったことによる調整	①退手法、昭和 48 年改正法 ②退手法、昭和 48 年改正法 ③昭和 48 年改正法
平成16年	特別職の幹部公務員の退職手当の割増しの特例の削除に伴う経過措置	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 146 号）	有 ・特別職の職員の給与に関する法律 ・二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 ・退手法	平成 16 年 10 月 12 日提出 (臨時会) 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案との一括審議 平成 16 年 11 月 19 日成立	平成 17 年 4 月 1 日	無	
平成17年	調整額の導入 支給率カーブのフラット化 ピーク時特例の導入	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律 (平成 17 年法律第 115 号)	無	平成 17 年 10 月 4 日提出 (特別会) <u>給与法と一括審議</u> 平成 17 年 10 月 28 日成立	平成 18 年 4 月 1 日	無 ※平成 17 年改正法附則第 3 条の創設	
平成20年	支給制限及び返納の事由拡大	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成 20 年法律第 95 号)	有 ・恩給法 ・国家公務員共済組合法 ・地方公務員等共済組合法 ・総務省設置法	平成 20 年 12 月 2 日提出 (臨時会) <u>給与法と一括審議</u> 平成 20 年 12 月 19 日成立	平成 21 年 4 月 1 日	無	
平成24年	水準引下げ 早期退職募集制度の導入 早期退職割増の拡充	国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 96 号)	有 ・昭和 48 年改正法 ・平成 15 年改正法 ・平成 17 年改正法 ・国家公務員共済組合法 ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律	平成 24 年 11 月 2 日提出 (臨時会) <u>地共済と一括審議</u> ※年金払い退職給付の創設があつたため 平成 24 年 11 月 16 日成立	平成 25 年 1 月 1 日 ※段階的引下げ（1段階目は平成 25 年 1 月 1 日から、2段階目は平成 25 年 10 月 1 日から、3段階目（最終）は平成 26 年 7 月 1 日から）	①調整率の改定 ②従前額保障規定における調整率の適用 ③3条退職者の支給率の上限が勤続 35 年定年退職の率と同様となるよう調整 ④調整率の対象者が全退職者となつたことによる調整	①退手法、昭和 48 年改正法 ②平成 17 年改正法 ③退手法、昭和 48 年改正法 ④昭和 48 年改正法
平成26年	調整月額の増額改定	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 107 号)	無	平成 26 年 10 月 7 日提出 (臨時会) <u>給与法と一括審議</u> 平成 26 年 11 月 12 日成立	平成 27 年 4 月 1 日	無	

(注) 当時、調整率は民間との均衡上、勤続 35 年以上は 35 年として適用することを基本としていたが、4条の支給率を勤続 35 年のままですると、勤続 39 年の時点で自己都合退職（勤続 25 年以上は 4 条と同様の支給率）の方が支給率を上回るため、その時点で 4 条本則の支給率に戻すように措置。4条本則による支給率は最高限度額（支給率 60）が上限となるが、勤続 35 年定年退職の場合（調整率含む）は 62.7 が上限となる。

## 退職手当の算定構造について

国家公務員の退職手当の額は、退職日俸給月額に支給率及び調整率を乗じて算定される「基本額」と、職責に応じた加算額である「調整額」の合算により算定される。

退職手当の額 = 「基本額」 + 「調整額」 【退手法第 2 条の 4】

### 1 基本額【退手法第 3 条～6 条の 3】

①退職日俸給月額 × ②支給率 × ③調整率

- ①退職日俸給月額：退職した者の退職日の俸給月額
- ②支給率：退職した者の勤続年数・退職理由により定まる率
- ③調整率：官民均衡を図るために一律に乗ずる率。現在は 87/100。

#### ※退職理由と基本額の算定の適用条項

##### 【退手法第 3 条】

- <勤続期間にかかわらず適用>自己都合、公務外傷病
- <十一年未満勤続者に適用>定年、応募認定退職（退手法第 8 条の 2 第 1 項1 号）、任期終了、事務都合退職、公務外死亡、通勤傷病等

##### 【退手法第 4 条】

- <十一年以上二十五年未満勤続者に適用>定年、応募認定退職（退手法第 8 条の 2 第 1 項1 号）、任期終了、事務都合退職、公務外死亡、通勤傷病等

##### 【退手法第 5 条】

- <勤続期間にかかわらず適用>整理・応募認定退職（退手法第 8 条の 2 第 1 項2 号）、公務上死亡、公務上傷病
- <二十五年以上勤続者に適用>定年、応募認定退職（退手法第 8 条の 2 第 1 項1 号）、任期終了、事務都合退職、公務外死亡、通勤傷病等

### ※基本額の算定における特例

- ・俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の特例【退手法第5条の2】
- ・定年前早期退職者に対する特例【退手法第5条の3】

### ※調整率の規定

#### **【昭和48年改正法附則第5項～7項】**

昭和47年12月1日在職する職員が退職する場合に、調整率を用いて支給水準の調整を行う規定。

#### **【退手法附則第21項～23項】**

昭和47年12月2日以降に採用された職員が退職する場合に、調整率を用いて支給水準の調整を行う規定。

※昭和47年12月2日以降に職員となった者が、平成4年11月1日以降に勤続20年以上となることに鑑み、昭和48年改正法の調整措置の適用対象外であるこれらの者に対して措置を講ずる必要があったため、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成3年法律第51号）（以下「平成3年改正法」という。）による改正で規定。

その際、昭和48年改正法附則との一本化を行っていない。この理由は、調整率規定の一本化を行うと、昭和48年改正法附則第5項から第7項までを削除することに伴い改正を要する他法令が多数生じ、それぞれの条項の適用者を逐次調査する必要があり、各府省等の業務負担が膨大であったこと等によるものである。

**(参考) 退手法附則、昭和48年改正法附則及び平成15年改正法附則と適用者の関係一覧**

勤続年数 ↓\ 退手法適用 条文	3条 (自己都合、公務外傷病、 勤続11年未満定年退職等)	4条 (勤続11年以上 25年未満 定年退職等)	5条 (整理・応募認定退職等、 勤続25年以上定年退職)
勤続35年以下	<b>【S47.12.1 在職】 昭和48年改正法附則第5項</b> <b>【S47.12.2 以降採用】 退手法附則第21項</b>		
勤続36年以上 42年以下	<b>【S47.12.1 在職】 昭和48年改正法 附則第6項</b> <b>【S47.12.2 以降採用】 退手法附則第22項</b>		<b>【S47.12.1 在職】 昭和48年改正法 附則第7項</b> <b>【S47.12.2 以降採用】 退手法附則第23項</b>
勤続43年以上	<b>【全ての者】</b> <b>平成15年改正法附則4項</b>  ※平成15年改正法による調整率の引下げに伴い、 勤続43年以上の自己都合退職の支給率が勤続 35年の定年退職の支給率を上まわることのない よう支給率の上限の設定（勤続43年以上の支給 率は勤続35年の定年退職の支給率と同率）		※ 支給率の上限の設定 (勤続36年以上の支給率 は勤続35年の定年退職の 支給率と同率)

勤続年数	法第3条		法第4条		法第5条	
	自己都合	亡期定(・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募未 病務認満 等都定勤 合退続 退職) 職(・一 公号 務) 外・ 死任	公務 通務 勤外 傷傷 病病 を除く	亡期定(・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募以 病務認上 等都定二 合退十 退職五 職(年 ・一未 公号満 務) 外・續 死任)	整 理 死・ 勤・ 傷事 病務 等都 合退 傷病 公務 の上 の二 号)	亡期定(・終年二 通了・十 勤・応五 傷事募年 病務認以 等都定上 合退勤 退職続 職(・一 公号 務) 外・ 死任)
年						
1	0.50220	0.83700	0.83700		1.2555(3.6a)	
2	1.00440	1.67400	1.67400		2.511(4.5a)	
3	1.50660	2.51100	2.51100		3.7665(5.4a)	
4	2.00880	3.34800	3.34800		5.022(5.4a)	
5	2.51100	4.18500	4.18500		6.27750	
6	3.01320	5.02200	5.02200		7.53300	
7	3.51540	5.85900	5.85900		8.78850	
8	4.01760	6.69600	6.69600		10.04400	
9	4.51980	7.53300	7.53300		11.29950	
10	5.02200	8.37000	8.37000		12.55500	
11	7.43256		9.29070	11.61338	13.93605	
12	8.16912		10.21140	12.76425	15.31710	
13	8.90568		11.13210	13.91513	16.69815	
14	9.64224		12.05280	15.06600	18.07920	
15	10.37880		12.97350	16.21688	19.46025	
16	12.88143		14.31270	17.89088	20.84130	
17	14.08671		15.65190	19.56488	22.22235	
18	15.29199		16.99110	21.23888	23.60340	
19	16.49727		18.33030	22.91288	24.98445	
20	19.66950		19.66950	24.58688	26.36550	
21	21.34350		21.34350	26.26088	27.74655	
22	23.01750		23.01750	27.93488	29.12760	
23	24.69150		24.69150	29.60888	30.50865	
24	26.36550		26.36550	31.28288	31.88970	
25	28.03950		28.03950		33.27075	33.27075
26	29.37870		29.37870		34.77735	34.77735
27	30.71790		30.71790		36.28395	36.28395
28	32.05710		32.05710		37.79055	37.79055
29	33.39630		33.39630		39.29715	39.29715
30	34.73550		34.73550		40.80375	40.80375
31	35.73990		35.73990		42.31035	42.31035
32	36.74430		36.74430		43.81695	43.81695
33	37.74870		37.74870		45.32355	45.32355
34	38.75310		38.75310		46.83015	46.83015
35	39.75750		39.75750		47.70900	47.70900
36	40.76190	40.76190		47.70900	47.70900	
37	41.76630	41.76630		47.70900	47.70900	
38	42.77070	42.77070		47.70900	47.70900	
39	43.77510	43.77510		47.70900	47.70900	
40	44.77950	44.77950		47.70900	47.70900	
41	45.78390	45.78390		47.70900	47.70900	
42	46.78830	46.78830		47.70900	47.70900	
43	47.70900	47.70900		47.70900	47.70900	
44	47.70900	47.70900		47.70900	47.70900	
45	47.70900	47.70900		47.70900	47.70900	

勤続35年・定年  
退職の支給率を  
超えるまでは3  
条による支給率

最高支給率

(注1) ( )内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。

退手法原始附則第21項・昭和48年改正法附則第5項

退手法原始附則第22項・昭和48年改正法附則第6項

法附則第4項  
平成15年改正

退手法原始附則第23項  
昭和48年改正法附則第7項

## 改正前

## 国家公務員退職手当支給率早見表

※調整率を乗じた後のもの

(現行の調整率 : 0.87)

勤続年数	法第3条			法第4条		法第5条	
	自己都合	亡期定へ ・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募未 病務認満 等都定勤 合退統 退職～ 職～ ・一 公号 務～ 外・ 死任	(公 通務 勤外 傷傷 病病 を除く)	亡期定へ ・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募以 病務認上 等都定二 合退十 退職五 職～年 ・一未 公号満 務～勤 外・統 死任)	務整 上理 死・ 亡応 ・募 公認 務定 上退 傷職 (二 号) ・公	亡期定へ ・終年二 通了・十 勤・応五 傷事募年 病務認以 等都定上 合退勤 退職統 職～ ・一 公号 務～ 外・ 死任	
年							
1	0.522	0.87	0.87			1.305(3.6a)	
2	1.044	1.74	1.74			2.61(4.5a)	
3	1.566	2.61	2.61			3.915(5.4a)	
4	2.088	3.48	3.48			5.22(5.4a)	
5	2.61	4.35	4.35			6.525	
6	3.132	5.22	5.22			7.83	
7	3.654	6.09	6.09			9.135	
8	4.176	6.96	6.96			10.44	
9	4.698	7.83	7.83			11.745	
10	5.22	8.7	8.7			13.05	
11	7.7256		9.657	12.07125		14.4855	
12	8.4912		10.614	13.2675		15.921	
13	9.2568		11.571	14.46375		17.3565	
14	10.0224		12.528	15.66		18.792	
15	10.788		13.485	16.85625		20.2275	
16	13.3893		14.877	18.59625		21.663	
17	14.6421		16.269	20.33625		23.0985	
18	15.8949		17.661	22.07625		24.534	
19	17.1477		19.053	23.81625		25.9695	
20	20.445		20.445	25.55625		27.405	
21	22.185		22.185	27.29625		28.8405	
22	23.925		23.925	29.03625		30.276	
23	25.665		25.665	30.77625		31.7115	
24	27.405		27.405	32.51625		33.147	
25	29.145		29.145			34.5825	34.5825
26	30.537		30.537			36.1485	36.1485
27	31.929		31.929			37.7145	37.7145
28	33.321		33.321			39.2805	39.2805
29	34.713		34.713			40.8465	40.8465
30	36.105		36.105			42.4125	42.4125
31	37.149		37.149			43.9785	43.9785
32	38.193		38.193			45.5445	45.5445
33	39.237		39.237			47.1105	47.1105
34	40.281		40.281			48.6765	48.6765
35	41.325		41.325			49.59	49.59
36	42.369		42.369			49.59	49.59
37	43.413		43.413			49.59	49.59
38	44.457		44.457			49.59	49.59
39	45.501		45.501			49.59	49.59
40	46.545		46.545			49.59	49.59
41	47.589		47.589			49.59	49.59
42	48.633		48.633			49.59	49.59
43	49.59		49.59			49.59	49.59
44	49.59		49.59			49.59	49.59
45	49.59		49.59			49.59	49.59

(注1) ( )内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。

(2) 調整額（職責に応じた加算額）【退手法第6条の4、退手法施行令第6条の3及び別表第1】

「調整額」は、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるために、平成17年改正法により創設されたもの。

基礎在職期間の初日の属する月から基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額。

※基礎在職期間は、退職手当の支給の基礎とすべき採用から退職までの期間を示す。

【退手法第5条の2第2項】

(現行の職員の区分と調整額)

職務の級	標準的な職務	職員の区分	調整月額	調整月額 60月分	
				下位区分との差額	下位区分との差額
	指定職（8号俸以下6号俸以上） 警視総監・外局の長官	1	95,400円	16,650円	572.5万円
	指定職（5号俸以下） 局長・次長・審議官	2	78,750円	8,350円	472.5万円
10級	1 本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務	3	70,400円	5,400円	422.5万円
	2 重要な業務を所掌する管区機関の長の職務				
9級	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務	4	65,000円	5,450円	390万円
	2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務				
8級	1 本省の困難な業務を所掌する室の長の職務	5	59,550円	5,400円	357.5万円
	2 管区機関の重要な業務を所掌する部の長の職務				
	3 困難な業務を所掌する府県単位機関の長の職務				
7級	1 本省の室長の職務	6	54,150円	10,800円	325万円
	2 管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長の職務				
	3 府県単位機関の長の職務				
6級	1 本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務	7	43,350円	10,850円	260万円
	2 管区機関の課長の職務				
	3 府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務				
	4 困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務				
5級	1 本省の課長補佐の職務	8	32,500円	5,400円	195万円
	2 管区機関の困難な業務を処理する課長補佐の職務				
	3 府県単位機関の課長の職務				
	4 地方出先機関の長又は地方出先機関の困難な業務を所掌する課の長の職務				
4級	1 本省の困難な業務を分掌する係の長の職務	9	27,100円	5,400円	162.5万円
	2 管区機関の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務				
	3 府県単位機関の特に困難な業務を分掌する係の長の職務				
	4 地方出先機関の課長の職務				
3級	1 本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務	10	21,700円	—	130万円
	2 地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務				
	3 特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務				
2級	1 主任の職務	11	0円	—	0円
	2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務				
1級	定型的な業務を行う職務				

※特別職幹部職員等（注1）の調整額については、一般的の職員とは異なり、退職手当の「基本額」の8/100に相当する額とすることとされている【退手法第6条の4第4項第5号】。

（注1）俸給月額が指定職俸給表8号俸（事務次官クラス）の額を超える者及び在職期間の全てが特別職給与法適用職員（宮内庁職員（宮内庁長官等を除く。）及び国会職員を除く。）である者

### （3）退職手当の適用対象

司法・立法・行政全ての国家公務員のうち、常時勤務に服することを要する職員（約58万人〔平成28年時点〕）及びこれに準ずるもの

#### ＜退職手当の適用対象外＞

国会議員：退職手当の支給規定なし

国会議員秘書：国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成2年法律第49号）

行政執行法人の役員：法人ごとに定められた役員退職手当規程に基づき支給

再任用職員（フルタイム・短時間勤務）：退職金を一度支給しており、一般的に民間でも再雇用した者には退職金を支給しないことを踏まえ、適用対象外。

#### ＜退職手当の支給の特例＞

最高裁判所裁判官	最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和41年法律第52号）第2条 第2条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、 <u>退職手当法第二条の四及び第六条の五の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額とする。</u>
任期制自衛官	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第28条 第28条 自衛隊法第三十六条の規定により <u>任用期間を定めて任用されている自衛官</u> （以下「任用期間の定めのある隊員」という。）がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、 <u>退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額（俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。以下この条において同じ。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。</u> 一　自衛官候補生から引き続いて自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者　同項に規定する期間が二年である者にあつては八十七日（自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数）、同項に規定する期間が三年である者にあつては百三十七日（自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数） 二　自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者（前号の規定の適用を受けるものを除く。）任用期間が二年である者にあつては百日、任用期間が三年である者にあつては百五十日 三　自衛隊法第三十六条第七項の規定により一回任用された者　二百日 四　自衛隊法第三十六条第七項の規定により二回任用された者　百五十日 五　自衛隊法第三十六条第七項の規定により三回以上任用された者　七十五日 2～12　（略）

<p>予備自衛官（補） ・即応予備自衛官</p>	<p>第 28 条の 3 予備自衛官及び即応予備自衛官が訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第二条の二の規定の例によりその遺族に対して、<u>退職手当として、その者が自衛隊法第六十七条第三項</u>（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）<u>の規定により指定されている自衛官の階級について別表第二に定める最低の俸給月額</u>（当該職員の指定されている階級が陸将、海将又は空将である場合に限る。）<u>又は俸給の幅の最低の号俸</u>（当該職員の指定されている階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄における最低の号俸をいう。）<u>による俸給月額</u>（その者が自衛官であつた者である場合において、当該俸給月額が当該自衛官として受けていた最終の俸給月額に満たないときは、その最終の俸給月額）<u>に相当する額を支給する。</u>ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 予備自衛官補が教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第二条の二の規定の例によりその遺族に対して、<u>退職手当として、別表第二の二等陸士、二等海士及び二等空士の俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に相当する額を支給する。</u>ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。</p>
------------------------------	--

※ 上記の特例規定に該当しない自衛官、裁判官、裁判所職員は退手法の適用対象。

※ 「任期制自衛官」：任用期間を定めて任用されている自衛官（2年又は3年の任期。更新可）

「予備自衛官」：常時勤務に服する者ではなく、防衛招集命令により招集された場合に自衛官となつて勤務し、又は訓練招集命令により招集された場合に訓練に従事するもの

「即応予備自衛官」：常時勤務に服する者ではなく、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令又は災害等招集命令により招集された場合に自衛官となつて勤務し、若しくは訓練招集命令により招集された場合に訓練に従事するもの

「予備自衛官補」：常時勤務に服する者ではなく、教育訓練招集命令により招集された場合に教育訓練を受けるもの

#### ①最高裁判所裁判官の特例規定

最高裁判所の裁判官は、地方裁判所や高等裁判所と異なり、広く各界から識見の高い人物が選ばれ、しかも比較的短期間でその職を去るケースが多いため、退手法の特例として最高裁判所裁判官退職手当特例法が定められている。

これまで、官民比較調査に基づく退職手当の支給水準引下げに関する退手法改正に伴って、最高裁判所裁判官の特例規定を改正したことはないところ。法務省を通じて最高裁判所に確認したところ、今回も退手法改正に併せて特例規定を改正する予定はないとのこと。

※過去に、平成 14 年度から独立行政法人、特殊法人等の役員の退職金が大幅に引き下げられたこと等を踏まえ、最高裁判所裁判官の支給率を 650/100 から 240/100 に改正したことがある（平成 17 年改正法）。

## ②任期制自衛官の特例規定

任期制自衛官は、任期が2年又は3年と短く、有事に備え組織の精強性を担保する観点から、10代後半から20代中盤までの若い任期制自衛官を大量採用する必要があり、これらの任用形態の特殊性を考慮し、防衛省の職員の給与等に関する法律で退職手当の特例規定を設けている。

これまで、官民比較調査に基づく退職手当の支給水準引下げに関する退手法改正に伴って、任期制自衛官の特例規定を改正したことはないところ。防衛省に確認したところ、今回も退手法改正に併せて特例規定を改正する予定はないとのこと。

※任期制自衛官の退職手当の支給額は、「短期勤続の整理退職（退手法6条の5（最低保障額））」の支給額を参考としている。第6条の5は調整率の影響を受けず、第6条の5を改正しない限りは任期制自衛官の特例規定も改正しない。

## ③予備自衛官・即応予備自衛官の特例規定

予備自衛官、即応予備自衛官等は、常時勤務に服する者ではないため退手法の適用対象ではないが、予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、本人又は遺族に対して、その者が属するとされる階級に対応する最低の俸給月額又は俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に相当する金額を退職手当として支給することとされている。

これまで、官民比較調査に基づく退職手当の支給水準引下げに関する退手法改正に伴って、予備自衛官等の特例規定を改正したことはないところ。防衛省に確認したところ、今回も退手法改正に併せて特例規定を改正する予定はないとのこと。

## 基本額の調整率の改定（附則第21項関係）

### 1 規定の概要

これまでの退職手当の支給水準の引下げは、官民均衡を図るために法律上設けられた率である調整率の改定による「基本額」の引下げによって行っており、退手法附則第21項において、現行の調整率を「87/100」と規定している。

(参考) これまでの主な民間企業退職給付実態調査及び支給水準見直しの実施状況

調査年	民=100%として 官の水準	見直しの状況（法改正）	調整率	対象
1953（昭和28）年	（法制定）	—	—	
1971（昭和46）年	81%	→ 引上げ（昭和48年改正法） ※調整率の導入	120/100	長期勤続者 (勤続20年以上)
1978（昭和53）年	110%	→ 引下げ（昭和56年改正法）	110/100	長期勤続者 (勤続20年以上)
1983（昭和58）年	99%	(無)		
1989（平成元）年	101%	(無)		
1996（平成8）年	103%	(無)		
2001（平成13）年	105.6%	→ 引下げ（平成15年改正法）	104/100	長期勤続者 (勤続20年以上)
2006（平成18）年	99.3%	(無)		
2011（平成23）年	115.8%	→ 引下げ	87/100	全退職者
2016（平成28）年	103.2%	→ 引下げ（今回法改正）	83.7/100	全退職者

※1 昭和48年改正法、昭和56年改正法及び平成15年改正法においては、額の引上げが長期勤続者等に限定されていたが、これは国家公務員の退職手当が長期勤続報償であることに鑑み、勤続20年以上（自己都合を除く。）の退職者を100/100を超える調整率の対象としていたことによるものである。

※2 平成24年改正法以降は、調整率が100/100を下回ったため、制度全体のバランスの観点から、勤続年数や退職理由にかかわらず、全退職者を対象として退職手当（基本額）に調整率を掛けることとした。

### 2 改正の概要（退手法附則第21項関係）

今般の支給水準の引下げにおいても、従来と同様に、人事院調査結果に基づく退職給付額の78万1千円の官民較差について、調整率の改定による基本額の引下げによって退職手当の引下げを行うこととし、勤続35年以下の職員に適用される退手法附則第21項において「87/100」を「83.7/100」に改めることとする。

(注1) 附則第22項（勤続36年以上42年以下で退手法第3条第1項に該当する退職者に適用）、附則第23項（勤続36年以上で退手法第5条に該当する退職者に適用）においては、附則第21項に定める割合（83.7/100）により計算することとされており、改正の必要はない。

## 【退手法の本則（支給率）の改正ではなく、原始附則（調整率）の改正で引き下げる理由】

国家公務員の退職給付については、国家公務員の総人件費に関する基本方針（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）において、「官民比較に基づき、概ね 5 年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて、官民均衡を確保する」こととされており、これまでも官民較差を解消する必要性が認められた場合には、調整率の改定により退職手当の支給水準調整をしてきたところ。

今回の退職手当の支給水準引下げも、平成 28 年の官民比較結果に基づき講ずる措置であって、次回官民比較の結果如何によっては手直しが必要となり、当該措置は暫定的な性格を有するものであるため、本則ではなく、附則で措置することとした。

（注 2）あくまで「当分の間」の措置であり、今後、調整率の分子が 100 以上となり、一部の者のみに調整率を適用させる可能性もあるため、現行どおり支給率と調整率は分けて記載した方が適切であると考えられるところ。

## 【調整額を下げない理由】

これまでの退職手当の支給水準の調整は、官民均衡を図るために法律上設けられた率である「調整率」の引下げによる「基本額」の引下げによって行っており、「調整額」の引下げは行っていない。これまで一貫して、公務への貢献度を的確に反映させる調整額の比率を高めてきたところであり、今回も、在職期間中の貢献度をより的確に退職手当額に反映させるため、「調整額」の引下げは行わない。

（注 3）退職手当の「調整額」は、在職期間中の貢献度をより的確に退職手当額に反映させるため民間企業の退職一時金の「ポイント制」にならって平成 17 年改正法により導入されたもの。

（注 4）平成 24 年改正法の退職手当の支給水準の引下げの際には、調整額が導入後適切に運用され定着されていることやポイント制を導入している企業の比率が高まっていることを踏まえて調整率の引下げ（による基本額の引下げ）により対応し、また、平成 26 年改正法の給与制度の総合的見直しに伴う退職手当法制上の措置（俸給月額と地域手当の配分変更による退職手当額への影響を踏まえて措置したもの）としては、退職手当の調整額の算定基礎となる調整月額の引上げによって対応した。

### 3 調整率の分子に小数点を導入する理由

これまでの退職手当の支給水準の引下げにおいては、調整率の分母を 100、分子を整数として調整率の改定を行ってきた（調整率の分子に小数点第 1 位を用いてこなかった）。

#### ○平成 15 年改正法による退職手当の支給水準の引下げ

完全な官民均衡となる調整率は約  $104.17\cdots/100$  であったところ、端数が小さかったために分子を整数処理して  $0.17\cdots/100$  を切り捨て、調整率を  $104/100$  とした。

（公務を民間より約 3.6 万円低くする）

#### ○平成 24 年改正法による退職手当の支給水準の引下げ

完全な官民均衡となる調整率は約  $87.397\cdots/100$  であったところ、 $0.397\cdots/100$  を切り

捨てて、その分を早期退職割増の拡充の原資とした。

(注 5) 昭和 56 年改正法による退職手当の支給水準の引下げ

平成 15 年改正法、平成 24 年改正法及び今般の改正における調整率の計算方法とは異なり、行

(一) 高卒で長期勤続して勧奨により退職した者の退職金と民間の高卒で長期勤続して定年により退職した者の退職金を比較すると、国が民間より平均で約 10% 高かったことを踏まえ、調整率「100 分の 120」を「100 分の 110」に改めたもの。

(注 6) 昭和 48 年改正法による退職手当の支給水準の引下げ

調査の結果、民間では退職者の役職、在職年数及び会社に対する功績度等の相違により、種々の退職加算金を支給していることが明らかとなり、企業側の全体的な水準が加算金制度の導入により約 2 割程度従来の退職金水準を上回っていることを踏まえ、勤続 20 年以上の退職者（自己都合退職者を除く。）の支給率に調整率「120/100」をかけることとしたもの。

今回、官民較差である 78 万 1 千円を埋めるために、調整率を機械的に計算すると 83.7169…/100 であるが、今までと同様に分子を整数処理して 0.7169…/100 を切り捨て、調整率を 83/100 とした場合、民間の退職給付水準よりも官が約 17 万円低い状態になり、官民均衡を図る観点からは不適切と考えられる。一方で、0.7169…/100 を切り上げて調整率を 84/100 とする場合、民間の給付水準よりも官が約 7 万円高い状態になり、厳しい財政事情の中で国民の理解を得ることは困難である。

そのため、今般の改正においては、調整率の分子で小数点第 1 位を用いて、83.7/100 とし、0.0169/100（約 4 千円）を切り捨てるところとする。

端数を切り捨てた調整率⇒	調整率	引下げ幅	官民均衡との差額	退職給付で見た場合の削減率	退職手当で見た場合の削減率
	83/100	▲¥951,540	▲¥170,540	▲3.74962%	▲4.11192%
今回採用する調整率⇒	83.5/100	▲¥832,597	▲¥51,597	▲3.28091%	▲3.59793%
機械的に計算した調整率⇒	83.7/100	▲¥785,020	▲¥4,020	▲3.09343%	▲3.39234%
	83.71/100	▲¥782,642	▲¥1,642	▲3.08406%	▲3.38206%
	83.7169…/100	▲¥781,000	¥0	▲3.07759%	▲3.37496%
	84/100	▲¥713,655	¥67,345	▲2.81221%	▲3.08394%

## 4 小数点第1位までとする理由

### (1) 退手法本則（第4条）で支給率を小数点第1位まで（137.5）としていることと整合的であること

（注1）昭和34年法律第164号における小数点の導入理由

第3条の短期勤続後の自己都合退職、公務外死亡又は傷病退職の支給率よりも、第4条の長期勤続後の定年退職、勧奨退職等における支給率を高くするため、各区分において、第3条における支給率（100、110、120）の2.5割増としている。（昭和35年国家公務員等退職手当法詳解）その結果、第4条における支給率は（125、137.5、150）となり、小数点第1位まで踏み込むこととなった。

### (2) 従来の退職手当の支給水準調整における切捨て額と同程度の切捨て額となること

調整率の分子を小数点第1位までとすることで、今後の支給水準調整において、最大で調整率0.09/100（約2万円）を切り捨てる可能性があるが、これは過去（平成15年改正法）の切捨てと同程度の額（約3.6万円）となる。

### (3) 給与水準の改定方法とも整合的であること

毎年調査を実施している給与水準の改定においても、現行給与（387,506円）の0.04%（136円）など、官民較差が極めて小さいときは月例給の改定を行っていない（平成20年）。勤務条件の基礎事項とされており、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第28条第2項に基づき、毎年改定する必要性の高い給与ですら、官民較差が極めて微細な場合は改定を見送っており、同じく官民均衡を確保するための退職手当支給水準の見直しに当たっても同様の扱いとすることが適当であり、これを踏まえると、調整率の分子を小数点第1位までとすることが整合的である。

国家公務員法

（情勢適応の原則）

第二十八条 略

2 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適當な勧告をしなければならない。

（注2）調整率の分子を小数点第2位までとすると、調整率を0.01/100えた場合の変動額は2,379円。これは、人事院調査結果における公務の退職手当額23,141千円の約0.01%に当たり、0.04%よりもさらに小さな割合。

なお、毎年の給与水準の改定により退職手当額が数万円単位で変動していることに鑑みれば、数千円程度の退職手当の支給水準調整は効果が非常に限定的である一方、退手法改正を行うと、国以外にも全ての地方自治体が条例を改正する必要があり、膨大な行政コストがかかることから、調整率をあまりに微細に改定することは政策上望ましくない。

（注3）例えば給与水準の改定により俸給月額が400円上がった場合の勤続35年・定年で退職した者の退職手当額は19,836円（49.59×400円）増加する。

(注4) 総務省において、国の退手法改正に合わせて「職員の退職手当に関する条例案」(昭和28年自丙行発49)を改正し、地方自治体に通知を出し、国の退職手当の引下げに準じて適切な措置を講じるよう要請している。

以上のことから、今後は調整率の分子を小数点第1位までとすることを基本として、退職手当の支給水準調整を行っていくこととする。

#### (参考) 調整率(約0.837)の算出方法

- ① 平成27年度の公務退職者のうち、官民比較の対象となった2,805人について、退職手当の基本額の総額・退職手当の調整額の総額・年金払い退職給付の総額の平均額を算出し、下三桁を四捨五入した額を算出する。
- ② ①で算出したデータを用いて、調整率を乗じる前の基本額を計算。  
調整率を乗じた後の基本額 ÷ 現在の調整率 = 調整率を乗じる前の基本額  
 $\text{¥}20,696,000 \div 0.87 \approx \text{¥}23,788,506$
- ③ 官民均衡を図ることができる調整率 $\alpha$ を計算(新しい調整率 $\alpha$ により計算した国の退職給付額が民間の退職給付額と同額になるようにする)。

(計算)

$$\text{調整率を乗じる前の基本額} \times \text{新しい調整率} \alpha + \text{調整額} + \text{共済年金給付額} = \text{民間の退職給付額}$$

$$\text{¥}23,788,506 \times \alpha + \text{¥}2,445,000 + \text{¥}2,236,000 = \text{¥}24,596,000$$

$$\text{¥}23,788,506 \times \alpha = \text{¥}24,596,000 - \text{¥}2,445,000 - \text{¥}2,236,000$$

$$\alpha = \text{¥}19,915,000 \div \text{¥}23,788,506$$

$$\alpha = 0.8371690\cdots$$

※ 平成24年改正法の算出方法と同様

※ 人事院による退職給付調査の際、千円単位(下3桁四捨五入)で企業に退職給付額を記入してもらい、民間の平均退職給付額を計算していることから、公務において退職給付を計算する際も、平均額を出す際に千円単位(下3桁四捨五入)で計算している。

	総額	人数	平均額	平均額の下三桁を四捨五入
退職給付額	¥71,181,780,659	2,805人	¥25,376,749	¥25,377,000
退職手当額	¥64,910,213,814	2,805人	¥23,140,896	¥23,141,000
基本額(調整率を乗じた後)	¥58,051,821,614	2,805人	¥20,695,837	¥20,696,000
調整額	¥6,858,392,200	2,805人	¥2,445,060	¥2,445,000
共済年金給付額	¥6,271,566,845	2,805人	¥2,235,853	¥2,236,000

## (参考) 退手法・一般職給与法における「百分の〇〇・〇〇」の用例

### ○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～三 略

2 略

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

### ○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（期末手当）

第十九条の四 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3～6 略

（勤勉手当）

第十九条の七 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
イ 略

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額  
ロ 略

3～5 略

## 附則 抄

11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

## 附則（平成二二年一一月三〇日法律第五三号）抄

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

### 第三条 略

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十三号）附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

### 表 略

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

(参考) 人事院 職員の給与等に関する報告（平成 20 年）（抄）

第2 職員の給与

2 (3) 本年の給与の改定

ア 改定の基本方針

前記のとおり、本年 4 月時点で、公務員の月例給与が民間給与を 136 円 (0.04%) 下回っていることが判明した。

本院としては、以下の事情を総合的に勘案した結果、本年は、行政職俸給表(一)適用職員について、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

(ア) 債給表については、本年の較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないこと。

(イ) 諸手当については、民間の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと。

(ウ) 平成 13 年のように、特例一時金で改定を行うこととしても、額が極めて小さいことに比べて、算定事務、支給事務等の負担が大きいこと。

## (参考) 退手法附則第 21 項における読み替規定の趣旨

退手法附則第 21 項の後段の読み替規定は平成 24 年改正法により措置されたものである。

読み替えられている退手法第 6 条の 5 は、整理退職及び公務上の死亡等による退職の場合に、通常の計算方法による一般の退職手当の額と、同条に基づき計算される額（以下「最低保障額」という。）を比較し、最低保障額が多い場合には最低保障額を退職手当として支給する規定である。

その趣旨は、勤続期間が極めて短い退職者が自らの都合と関係なく退職せざるを得ない場合に、退職後の退職者又はその家族の生活水準が著しく低下することを防ぐことになり、最低限の生活保障としての意味合いを持ち、保障額の計算に当たって用いる支給率は上限が 540/100（勤続 3 年以上は一定）であるため、最低保障額を退職手当として受け取るものは短期勤続者に限られる。

平成 24 年改正法においては、勤続 19 年以下の短期勤続者も調整率引下げの対象とされたため、最低保障額についても引下げの対象とするかどうか検討されたが、そもそも最低保障額は、生活保障の観点から支給されるものであり、官民均衡による全体水準の調整とは相容れないことから、水準調整による引下げの対象とすべきでないとされた。

そのため、平成 24 年改正法においては、原始附則第 21 項に読み替規定を設けることにより、第 6 条の 5 の読み方を補正し、最低保障額が調整率の影響を受けないよう措置した。

※ 昭和 48 年改正法附則第 5 項の適用者は、昭和 47 年 12 月 1 日に在職している者であり、平成 24 年時点での勤続期間が 40 年を超えていると考えられ、最低保障額の適用対象者となる可能性はないことから、平成 24 年改正法において、昭和 48 年改正法の一部改正で読み替規定の措置は行わなかった。

## 特別職幹部職員等の調整額の改正（附則第26項関係）

### 1 特別職幹部職員等の調整額について

「調整額」は、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるために、平成17年改正法により創設されたもの。【退手法第6条の4、退手法施行令第6条の3及び別表第1】

基礎在職期間の初日の属する月から基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める調整月額のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計して算定する。

※基礎在職期間は、退職手当の支給の基礎とすべき採用から退職までの期間を示す【退手法第5条の2第2項】

### (現行の職員の区分と調整額)

職務の級	標準的な職務	職員の区分	調整月額	下位区分との差額	調整月額 60月分	下位区分との差額
	指定職（8号俸以下6号俸以上） 警視総監・外局の長官	1	95,400円	16,650円	572.5万円	100万円
	指定職（5号俸以下） 局長・次長・審議官	2	78,750円	8,350円	472.5万円	50万円
10級	1 本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務	3	70,400円	5,400円	422.5万円	32.5万円
	2 重要な業務を所掌する管区機関の長の職務					
9級	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務	4	65,000円	5,450円	390万円	32.5万円
	2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務					
8級	1 本省の困難な業務を所掌する室の長の職務	5	59,550円	5,400円	357.5万円	32.5万円
	2 管区機関の重要な業務を所掌する部の長の職務					
	3 困難な業務を所掌する府県単位機関の長の職務					
7級	1 本省の室長の職務	6	54,150円	10,800円	325万円	65万円
	2 管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長の職務					
	3 府県単位機関の長の職務					
6級	1 本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務	7	43,350円	10,850円	260万円	65万円
	2 管区機関の課長の職務					
	3 府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務					
	4 困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務					
5級	1 本省の課長補佐の職務	8	32,500円	5,400円	195万円	32.5万円
	2 管区機関の困難な業務を処理する課長補佐の職務					
	3 府県単位機関の課長の職務					
	4 地方出先機関の長又は地方出先機関の困難な業務を所掌する課の長の職務					
4級	1 本省の困難な業務を分掌する係の長の職務	9	27,100円	5,400円	162.5万円	32.5万円
	2 管区機関の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務					
	3 府県単位機関の特に困難な業務を分掌する係の長の職務					
	4 地方出先機関の課長の職務					
3級	1 本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務	10	21,700円	—	130万円	—
	2 地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務					
	3 特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務					
2級	1 主任の職務	11	0円	—	0円	—
	2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務					
1級	定型的な業務を行う職務					

調整額の導入の際、指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える俸給月額を受けるような特別職幹部職員等（注1）の調整額については、

- ・特別職幹部職員等という、事務次官よりも上位の職員に対応した調整月額の区分を多数設けると、制度が複雑になる
  - ・幹部職員の退職手当額の抑制を図る必要がある
- ことを踏まえて、一般の職員とは異なり調整月額を定めず、退職手当の基本額に「6/100」を乗じた額とすることとした。

（注1）俸給月額が指定職俸給表8号俸（事務次官クラス）の額を超える者（6条の4第4項第5号イ）及び在職期間の全てが特別職給与法適用職員（宮内庁職員（宮内庁長官等を除く。）及び国会職員を除く。）である者（6条の4第4項第5号ロ）

（注2）「6/100」は、平成17年の給与構造改革による俸給月額の引下げ幅や同年の退手法改正による指定職の退職手当の引下げ率、一般の職員との職責の差に応じた均衡等を踏まえて設定。

その後、給与制度の総合的見直し（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号））による退職手当額の減額の影響（注3）に対しては、26年改正法により、事務次官以下の職員については、退手法本則の改正により、調整月額の増額改正を行うこととしたところである。

しかしながら、これのみの改正では調整月額が定められていない特別職幹部職員等の退職手当額の増額が生じず、特別職幹部職員等の退職手当額が勤続年数・退職理由を同じくする事務次官クラスの職員の退職手当額を下回るという退職手当額の逆転現象が生じ得ることを踏まえ、平成26年改正法の中で、退手法本則の改正により、「6/100」を「8/100」に改正した。

（注3）平成26年給与法改正（俸給月額の引下げ・地域手当の増額）により、俸給月額が引下げられるに伴う退職手当額の減額。

## 2 改正の必要性（退手法附則第26項関係）

今般の改正における退職手当の支給水準の調整は、官民較差の解消のため調整率を83.7/100に改定して退職手当の基本額の引下げを行うこととしている。調整額の引下げは行わないが、特別職幹部職員等は基本額の「8/100」を調整額としていることから、基本額の引下げに伴い調整額の引下げが生じる。その結果、特別職幹部職員等の退職手当額が、勤続年数・退職理由を同じくする事務次官クラスの職員の退職手当額を下回り、職責の差に応じた均衡が崩れる（逆転が生じる）こととなるため、「8/100」を改正する必要がある。

### 3 改正の具体的内容

今般の法改正は調整率の改定による基本額の引下げにより官民較差を解消することとしており、調整額については増減させない方針であるが、逆転現象を解消できる最少の整数値である「9/100」とすると、特別職幹部職員等の調整額が現行水準よりも上回ることとなり不適当である。

(注1) 退職手当の基本額の「9/100」とすると、幹部職員優遇との批判も受けるおそれがある。

そのため、法改正後の特別職幹部職員等の調整額を現行水準以下とする場合、特別職幹部職員等の調整額を基本額の「8.3154…/100」以下に設定する必要がある。

(計算式)

$$\begin{aligned}\text{現行の調整額} &= \text{改正後の調整額} \\ \text{現行の基本額} \times 8/100 &= \text{改正後の基本額} \times \underline{\text{新しい率 } \alpha} \\ \text{現行の基本額} \times 8/100 &= \underline{(\text{現行の基本額} \div 87/100 \times 83.7/100)} \times \underline{\text{新しい率 } \alpha} \\ \underline{\text{新しい率 } \alpha} &= (8/100) \times (87/100) \div (83.7/100) \\ \underline{\text{新しい率 } \alpha} &= (8 \times 87 \div 83.7) / 100 \\ \underline{\text{新しい率 } \alpha} &= 8.3154…/100\end{aligned}$$

(注2) 8.2/100とした場合は逆転現象が発生し得るが、8.3/100とした場合は逆転現象が発生しない。

今回の調整率改定において、より精緻な官民均衡を図るという政策目的から小数点第1位を用いて83.7/100とすることと同様に、特別職幹部職員等の調整額の算定において、現行の調整額水準の範囲内で逆転現象を防ぐという政策目的から小数点第1位を用いることとし、特別職幹部職員等の調整額について、「逆転を解消できる最小の値」である基本額の「8.3/100」に改めることとする。

(注3) 平成26年改正法は、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるために調整額を増額するものであり、特別職幹部職員等においても調整額を一定程度増額する必要性は認められるところであり、7.9/100としても逆転現象は生じないが、「逆転を解消できる最小の値（整数値）」として6/100を8/100に改正した。

(注4) なお、平成24年改正法（官民比較調査に基づく調整率の引下げ）の際、特別職幹部職員等の調整額の見直しは行っていないが、これは、調整率を引き下げるにも、今回のような逆転が生じなかつたため、一般の職員との職責の差に応じた均衡が確保されていると考え、措置しなかつたもの。

(参考) 幹部公務員の給与額(概要)

平成29年4月1日現在

俸給月額	月例給	年間給与額	特別職給与法適用職員(例)	一般職給与法適用職員(例)	検察官俸給法適用職員(例)	(参考) 司法府	(参考) 立法府
2,010,000円 [2,050,000円]	2,412,000円 [2,419,000円]	3,998万円 [4,013万円]	内閣総理大臣			最高裁長官	両院議長 (2,170,000円) (3,627万円)
1,466,000円 [1,495,000円] 【國務大臣級】	1,759,200円 [1,764,100円]	2,916万円 [2,926万円]	内閣官房長官 國務大臣 会計検査院長 人事院総裁		検事総長	最高裁判事	両院副議長 (1,584,000円) (2,647万円)
1,406,000円 [1,434,000円] 【副大臣級】	1,687,200円 [1,692,120円]	2,797万円 [2,807万円]	内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 倫理審査会会長 公取委委員長 原子力規制委委員長 宮内庁長官			東京高裁長官	両院事務総長 両院法制局長 国会図書館長
1,302,000円 [1,328,000円]	1,562,400円 [1,567,040円]	2,590万円 [2,599万円]			東京高検検事長	他の高裁長官	
1,199,000円 [1,222,000円] 【大臣政務官級】	1,438,800円 [1,441,960円]	2,385万円 [2,392万円]	検査官 人事官 内閣危機管理監 内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委委員長 公調委委員長 運輸安全委委員長 侍従長 (* 総理大臣補佐官) (* 大臣補佐官)		次長検事 他の高検検事長		国会議員 (1,294,000円) (2,163万円)
1,175,000円 [1,198,000円] 【事務次官級】 (指8号俸)	1,410,000円 [1,413,640円]	2,337万円 [2,345万円]	内閣官房副長官補 内閣広報官 内閣情報官 総理大臣補佐官 大臣補佐官 倫理審査会委員 公取委委員 原子力規制委委員 式部官長	事務次官 2,318万円 [2,363万円]	検事1号	判事1号	両院事務次長 両院法制局次長 国会図書館副館長
1,107,000円 [1,129,000円] (指7号俸)	1,328,400円 [1,354,800円]	2,183万円 [2,227万円]		警視総監等			
1,035,000円 [1,055,000円] 【外局長官級】 (指6号俸)	1,242,000円 [1,244,900円]	2,059万円 [2,065万円]	個人情報保護委委員 公調委委員 中労委公益委員 運輸安全委委員 総合科技・イノベ議員 8条機関等の委員長 東宮大夫	外局長官等 2,041万円 [2,081万円]	検事2号	判事2号	常任委専門員等3号
965,000円 [984,000円] (指5号俸)	1,158,000円 [1,180,800円]	1,903万円 [1,941万円]		重 要 局 長	検事3号	判事3号	常任委専門員等2号
913,000円 [931,000円]	1,095,600円 [1,098,580円]	1,816万円 [1,822万円]	8条機関等の委員				
895,000円 [912,000円] 【局長級】 (指4号俸)	1,074,000円 [1,094,400円]	1,765万円 [1,799万円]		局 長			常任委専門員等1号

注:月例給は俸給月額に地域手当(20%)を加えた額。年間給与額は俸給月額及び地域手当並びに期末手当の年間総額。

[ ]の額は、26年改正法附則による経過措置対象者(27.3.31以前から就任している者)の額(当該者の地域手当は18%)。

一般職給与法適用職員の年間給与額は、俸給月額及び地域手当並びに期末手当及び勤勉手当(標準)の年間総額。

立法府の( )内の数値は、国会議員が就任するものであり、上段が俸給月額、下段が年間給与額。国会議員に地域手当は支給されない。

\*印は特別の事情がある場合(総理大臣補佐官、大臣補佐官)

＜勤続 35 年・定年退職、勤続 43 年・自己都合退職の場合＞

		26 年法改正後	29 年改正検討				
		「百分の八」 ※現行 ①	「百分の八」	「百分の八・一」	「百分の八・二」	「百分の八・三」 ※改正後 ②	差額 ②-①
次長検事 （大臣政務官級）	基本額	59,408,820	57,203,091	57,203,091	57,203,091	57,203,091	
	俸給月額	1,198,000	1,199,000	1,199,000	1,199,000	1,199,000	
	支給率	49.59	47.709	47.709	47.709	47.709	
	調整額	4,752,706	4,576,247	4,633,450	4,690,653	4,747,857	▲4,849
	退職手当額(A)	64,161,526	61,779,338	61,836,541	61,893,744	61,950,948	▲2,210,578
検事1号 （事務次官級）	基本額	58,218,660	56,058,075	56,058,075	56,058,075	56,058,075	
	俸給月額	1,174,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	
	支給率	49.59	47.709	47.709	47.709	47.709	
	調整額	5,724,000	5,724,000	5,724,000	5,724,000	5,724,000	
	調整月額	95,400	95,400	95,400	95,400	95,400	
	退職手当額(B)	63,942,660	61,782,075	61,782,075	61,782,075	61,782,075	
差額	(A-B)	218,865	▲2,736	54,466	111,669	168,872	

＜勤続 34 年・定年退職の場合＞

		26 年改正検討	29 年改正検討				
		「百分の八」 ※現行 ①	「百分の八」	「百分の八・一」	「百分の八・二」	「百分の八・三」 ※改正後 ②	差額 ②-①
次長検事 （大臣政務官級）	基本額	58,314,447	56,149,350	56,149,350	56,149,350	56,149,350	
	俸給月額	1,198,000	1,199,000	1,199,000	1,199,000	1,199,000	
	支給率	48.6765	46.8302	46.8302	46.8302	46.8302	
	調整額	4,665,156	4,491,948	4,548,097	4,604,247	4,660,396	▲4,760
	退職手当額(A)	62,979,603	60,641,298	60,697,447	60,753,597	60,809,746	▲2,169,857
検事1号 （事務次官級）	基本額	57,146,211	55,025,426	55,025,426	55,025,426	55,025,426	
	俸給月額	1,174,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	
	支給率	48.6765	46.8302	46.8302	46.8302	46.8302	
	調整額	5,724,000	5,724,000	5,724,000	5,724,000	5,724,000	
	調整月額	95,400	95,400	95,400	95,400	95,400	
	退職手当額(B)	62,870,211	60,749,426	60,749,426	60,749,426	60,749,426	
差額	(A-B)	109,392	▲108,128	▲51,979	4,170	60,320	

<勤続 42 年・自己都合退職の場合>

		26 年法改正後 「百分の八」 ※現行 ①	29 年改正検討				
			「百分の八」	「百分の八・一」	「百分の八・二」	「百分の八・三」 ※改正後 ②	差額 ②-①
次長検事 (大臣政務官級)	基本額	58,262,334	56,099,172	56,099,172	56,099,172	56,099,172	
	俸給月額	1,198,000	1,199,000	1,199,000	1,199,000	1,199,000	
	支給率	48.633	46.78830	46.78830	46.78830	46.78830	
	調整額	4,660,987	4,487,934	4,544,033	4,600,132	4,656,231	▲4,756
	退職手当額(A)	62,923,321	60,587,105	60,643,205	60,699,304	60,755,403	▲2,167,918
検事1号 (事務次官級)	基本額	57,095,142	54,976,253	54,976,253	54,976,253	54,976,253	
	俸給月額	1,174,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	1,175,000	
	支給率	48.633	46.78830	46.78830	46.78830	46.78830	
	調整額	5,724,000	5,724,000	5,724,000	5,724,000	5,724,000	
	調整月額	95,400	95,400	95,400	95,400	95,400	
	退職手当額(B)	62,819,142	60,700,253	60,700,253	60,700,253	60,700,253	
差額	(A-B)	104,179	▲113,147	▲57,048	▲949	55,150	

※検事1号と指定職8号俸の給与水準は同額に設定されている。

※いずれも検事1号の調整額は、1号区分(95,400)に60月在職として計算。

#### 4 退手法本則（第6条の4第4項第5号）の改正を行うのではなく、原始附則で「8/100」を「8.3/100」とする読替規定を置く理由について

平成26年改正法においては、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるために調整額を恒久的に増額するという目的から、事務次官以下の職員については、退手法本則の改正により調整月額の増額改正を行い、特別職幹部職員等については、調整額を規定する退手法本則（第6条の4第4項第5号）を改正することにより、同号中「6/100」を「8/100」とした。

一方、今回、特別職幹部職員等の調整額を基本額の「8.3/100」とすることについては、退手法原始附則第21項（当分の間の措置）の調整率を87/100から83.7/100に改正することに伴って生じる逆転現象を防ぐために措置するものである。今後も、原始附則で定めた調整率の改定に伴い特別職幹部職員等の調整額を改正することがあり得ることから、本則改正により恒久的に措置するのではなく、新たに退手法の原始附則において、当分の間の措置として読替規定を設け、特別職幹部職員等の調整額が基本額の「8.3/100」となるように措置することとする。

（注1）今回の読替規定は退手法原始附則第21項における調整率の改定に伴い、特別職幹部職員等の調整額を改正するものであるから、今回の一部改正法の施行に伴う経過措置規定と位置付けられるものではない。そのため、退手法原始附則第21項と同様に原始附則に特別職幹部職員等の調整額の読替規定を設けることとする。

(注2) 当分の間と定めるのは、「将来において当該措置が廃止または変更されることが予定されるものであるが、法令制定の時点において直ちに三年なり五年なり特定の期間を見通すことができない場合」（ワークブック法制執務）とされている。

なお、退手法の原始附則は、昭和36年法律第151号による改正後は追加時点順に規定されてきているところ、現在第25項まで規定されているため、第26項として新たに規定することとする。

#### ＜退手法原始附則（※現行）の追加経過＞

原始附則	追加時の法令番号
第1項～第8項	昭和28年法律第182号（制定当初）
第9項～第12項	昭和36年法律第151号
第13項～第16項	昭和56年法律第91号
第17項～第18項	昭和56年法律第101号
第19項～第20項	昭和61年法律第4号
第21項～第23項	平成3年法律第51号
第24項	平成17年法律第115号
第25項	平成29年法律第14号

※ 過去の退職手当の支給水準調整（昭和48年、昭和56年、平成15年、平成24年）時に、原始附則を見直した例はない（原始附則の項ズレが起こると原始附則を引用している他法律に影響）。

#### ＜平成15年改正法附則第4項との関係について＞

平成15年改正法附則第4項は、平成15年改正法で調整率を110/100から104/100に改定し、勤続20年以上の退職者（定年や勧奨退職等）の支給率が下がることから、勤続45年の自己都合退職者の支給率が、定年退職者等の最高支給率を上回らないように措置した規定である（支給率の上限の設定）。

この規定は、基本額の算定に関する退手法第3条第1項の特例規定である。基本額の算定において、調整率規定が退手法と昭和48年改正法の2つに分かれており、退手法原始附則適用者と昭和48年改正法附則適用者の両方を対象とするため、平成15年改正法附則で措置した。

その際、原始附則及び昭和48年改正法それぞれの調整率及び関連規定の後に置くことも考えられたが、昭和48年改正法附則第8項中、「附則第5項から前項まで」を引いているため、附則第8項以下を繰り下げて新第8項を設けるという方法は立法経済上採れなかった（ハネが大きかった）。

一方、今回、特別職幹部職員等の調整額について、基本額の「8.3/100」の読み替規定を退手法の原始附則で規定することとしているが、これは、退手法本則（第6条の4第4項第5号）に規定する「調整額」について読み替規定を置くものであり、平成15年改正法附則第4項のように「基本額」の算定に関する規定ではなく、「調整額」の算定に関する規定である。2つに分かれている調整率規定の影響を受けないため、今回一部改正法附則ではなく、退手法原始附則第26項で措置することとする。

## 5 原始附則第 26 項において、原始附則第 21 項の読み替規定（「附則第 21 項」を「附則第 21 項及び第 26 項」とする読み替規定）を置く趣旨

退手法第 6 条の 5（最低保障額）の規定が適用される場合においては、第 6 条の 4（調整額）の規定にかかわらず、第 6 条の 5 の規定に基づいて計算して得た額を退職手当の額とすることとされている。

今回、附則第 26 項を新設し、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の読み替規定を置くこととしているが、最低保障額が調整額規定（退手法第 6 条の 4）の影響を受けないと同様に、最低保障額が退手法附則第 26 項の規定の影響を受けないように措置する必要がある。

ただし、退手法第 6 条の 5（最低保障額）の規定は短期勤続者にのみ適用され得るため、附則第 21 項による読み替えの対象となるところであり、附則第 26 項において退手法第 6 条の 5 を直接読み替えた場合には、読み替規定が競合することとなり、上手く規定が措置されないところである。

そのため、附則第 26 項において附則第 21 項の読み替規定を読み替え、「附則第 21 項」を「附則第 21 項及び第 26 項」とする規定を置くこととする。

なお、退手法第 6 条の 5（最低保障額）の規定は短期勤続者にのみ適用され得るため、長期勤続者を対象とした附則第 22 項及び第 23 項については、最低保障額が附則第 22 項及び第 23 項の規定の影響を受けることはないため、読み替えの措置はされていない。

（参考）「当分の間、〇〇の規定の適用については、〇〇中「〇〇」とあるのは、「〇〇」とする」の規定例

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

附 則

第四十条の三の二

当分の間、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第百十三条第一項、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百十三条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」と、第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金」と、附則第十四条の三第一項中「並びに介護納付金」とあるのは「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

附 則

5 当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

附 則

第二 当分の間、第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用については、第一条第十号中「規定」とあるのは「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項及び第七項の規定」と、第三条第四号中「を除く。」とあるのは「を除く。」又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」とする。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）

第百五十四条 当分の間、改正後地共済法第八十八条第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（平成二十七年十月一日に引き続かない被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間を除く。）」とする。

### ※退手法原始附則における「当分の間、〇〇とする」の規定例

#### 附 則

- 21 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。
- 22 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 23 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

（参考）「附則第〇項…。附則に次の一項を加える。」（附則第〇項の次項に追加しない場合）の規定例

※ 過去 10 年間（平成 19 年 8 月 1 日～平成 29 年 8 月 1 日）を検索した結果、  
「附則第〇項…。附則に次の一項を加える。」の規定例：法律 2 件、政令 1 件  
「附則第〇項…、附則に次の一項を加える。」の規定例：0 件  
なお、附則第〇項の次項に追加する場合には、「附則第〇項…、附則に次の一項を加える。」とする例が 16 件ほど存在する。

○学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）（抄）  
(教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則に次の一項を加える。

20 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二

項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

○独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百二十七号）（抄）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「、独立行政法人緑資源機構」を削る。

附則に次の二項を加える。

8 法第三十条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、本則及び前項に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

（抄）

（教育職員免許法の一部改正）

第十三条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附則に次の二項を加える。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

#### （参考）「第〇項（第〇号に係る部分に限る。）の規定」の規定例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）

第四十条

12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業

等に関する法律（平成三年法律第二百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第二百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

第二十三条の二

2

二 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この号において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基団となる同項第五号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されていた事由に基団するものとして政令で定めるものに限る。）

※退手法一部改正法附則における「第〇項（第〇号に係る部分に限る。）の規定」の規定  
例

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一七号）附則 抄

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条

3 新退職手当法第十条第十一項において準用する同条第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する国家公務員退職手当法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）の改正 (第 2 条関係)

### 1 規定の概要

昭和 48 年改正法附則第 5 項から第 7 項までの規定は、昭和 47 年 12 月 1 日に在職する職員のうち、同日以後に退職をした者に対して、退手法附則第 21 項と同率の調整率 (87/100) を乗じて支給水準の調整を行う規定である。

附則第 5 項：勤続 35 年以下の退職者に適用

附則第 6 項：勤続 36 年以上 42 年以下で退手法第 3 条第 1 項に該当する退職者に適用

附則第 7 項：勤続 36 年以上で退手法第 5 条に該当する退職者に適用

(注 1) 退手法附則第 21 項～23 項は、昭和 47 年 12 月 2 日以降に採用された職員が退職する場合に適用される調整率規定。

(注 2) 平成 3 年改正法において、昭和 48 年改正法附則とは別に本体の法律の原始附則に規定を設けている。これは、昭和 47 年 12 月 2 日以降に職員となった者が、平成 4 年 11 月 1 日以降に勤続 20 年以上となることに鑑み、昭和 48 年改正法の調整措置の適用対象外であるこれらの者に対して措置を講ずる必要があったためである。

その際、昭和 48 年改正法附則との一本化を行っていない。この理由は、調整率規定の一本化を行うと、昭和 48 年改正法附則第 5 項から第 7 項までを削除することに伴い改正を要する他法令が多数生じ、それぞれの条項の適用者を逐次調査する必要があり、各府省等の業務負担が膨大であったこと等によるものである。

(注 3) 昭和 48 年改正法附則第 5 項から第 7 項を引用している法律

○国家公務員等退職手当法一部改正法関係

(昭和 48 年法律第 30 号、昭和 56 年法律第 91 号、昭和 60 年法律第 4 号、平成 4 年法律第 28 号、平成 15 年法律第 62 号、平成 17 年法律第 115 号)

○他法関係

- ・農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）
- ・中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 38 号）
- ・日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）
- ・行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）
- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）

○その他政令においても改正条項多数あり。

### 2 改正の概要

昭和 48 年改正法附則第 5 項（勤続 35 年以下）、第 6 項（勤続 36 年以上 42 年以下で退手法第 3 条第 1 項に該当する退職者に適用）及び附則第 7 項（勤続 36 年以上で退手法第 5 条に該当する退職者に適用）の適用者について、現時点においては、以下のとおり、適用対象となる職員が存在し得る。

## ①勤続期間について

昭和 47 年 12 月 1 日に在職する職員が附則第 5 項～第 7 項の適用者であるが、昭和 47 年（1972 年）4 月 1 日に採用された職員の勤続期間は、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日現在で最大で 45 年となる。

しかし、公務員としての在職期間中に公務に従事しない期間（休職・休業等期間）がある場合、勤続期間から当該期間を除算することとしており、以下の事由（注 3）により、勤続期間の計算において 10 年以上除算される可能性があり、附則第 5 項（勤続 35 年以下）の適用者がいることも否定できない。

### （注 3）休職・休業等取得について

#### ＜勤続期間を 2 分の 1 除算する休職・休業＞

- ・病気休職（国家公務員法第 79 条第 1 項）…最長 3 年

※病気休職は同一理由で復職後再度長期に勤務できない場合、降任、免職事由となる。

- ・育児休業（育児休業法第 3 条第 1 項）…最長 3 年

※子が 1 歳未満の間は 3 分の 1 除算

#### ＜勤続期間を 1 分の 1 除算する休職・休業＞

- ・組合への在籍専従（国家公務員法第 108 条の 6 第 3 項、同法附則第 18 条）…最長 7 年

- ・自己啓発休業（自己啓発休業法第 3 条）…最長 3 年

- ・配偶者同行休業（配偶者同行休業法第 3 条）…最長 3 年

## ②定年年齢について昭和 47 年 4 月 1 日に採用され（昭和 47 年 12 月 1 日に在職）、昭和 48 年 1 月 1 日に 16 歳であった者は、平成 30 年 1 月 1 日に 61 歳であるところ、国家公務員の定年年齢は一般職員のうち、庁舎の監視等を行う労務職員の場合 63 歳であるなど、定年に達して退職しているとは限らない。

### （注 4）特殊な定年年齢の例

（63 歳）

- ・守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

- ・用務員、労務作業員等の庁務、労務に従事する者

- ・研究所、試験所等の副所長

- ・在外公館の職員

- ・宮内庁の職員のうち式部官など

（65 歳）

- ・研究所、試験所等の長

- ・病院、刑務所、検疫所などの医師

（定年なし）

- ・大使

## ③昭和 47 年 12 月 1 日に地方公務員として在職する者も含むこと

昭和 47 年 12 月 1 日に地方公務員であった者で、地方公務員として在職した後引き続いて国の職員となったものも含むことから、現時点で、各省庁に照会して国家公務員に附則第 5 項～第 7 項の適用者がいなかったとしても、将来的に附則第 5 項～第 7 項の適用者があらわれる可能性がある。

### （注 5）職員期間に通算される引き続いた地方公務員の在職期間の計算については、法第 7 条第 5 項の規定により、法第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定が準用されることとなる。そのため、地方公務員の間に現実に職務をとることを要しない期間があった場合には、その期間は半減（2 分の

1 除算) される。

#### ○退手法 7 条第 1 項～第 5 項

##### (勤続期間の計算)

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。

以上のことから、昭和 48 年改正法附則第 5～7 項の適用者に、改定後の調整率を適用させる必要があり、昭和 48 年改正法附則第 5 項において「87/100」を「83.7/100」に改めることとする。

(注 6) 附則第 6 項（勤続 36 年以上 42 年以下で退手法第 3 条第 1 項に該当する退職者に適用）、附則第 7 項（勤続 36 年以上で退手法第 5 条に該当する退職者に適用）

においては、附則第 5 項に定める割合（83.7/100）を乗じて計算することとされており、改正の必要はない。

(参考) 退手法附則、昭和 48 年改正法附則及び平成 15 年改正法附則と適用者の関係一覧

退手法適用 条文 勤続年数	3条 (自己都合、公務外傷病、 勤続 10 年以下定年退職等)	4条 (勤続 11 年以 上 25 年未満 定年退職等)	5条 (勤続 25 年以上 定年退職等)
勤続 35 年以下	【S47.12.1 在職】 昭和 48 年改正法附則第 5 項 【S47.12.2 以降採用】 退手法附則第 21 項		
勤続 36 年以上 42 年以下	【S47.12.1 在職】 昭和 48 年改正法 附則第 6 項 【S47.12.2 以降採用】 退手法附則第 22 項		【S47.12.1 在職】 昭和 48 年改正法 附則第 7 項
勤続 43 年以上	【全ての者】 平成 15 年改正法附則第 4 項  ※平成 15 年改正法による調整率の引下げに伴い、 勤続 43 年以上の自己都合退職の支給率が勤続 35 年の定年退職の支給率を上まわることのない よう支給率の上限の設定（勤続 43 年以上の支給 率は勤続 35 年の定年退職の支給率と同率）		【S47.12.2 以降採用】 退手法附則第 23 項  ※ 支給率の上限の設定 (勤続 36 年以上の支給率は 勤続 35 年の定年退職の支 給率と同率)

(参考) 平成 15 年改正法附則第 4 項を改正しない理由 (別紙 2 参照)

平成 15 年改正法附則第 4 項は、法第 3 条第 1 項適用者（自己都合などによる退職）の支給率の上限を定めたもの。

この規定は、平成 15 年改正法で調整率を 110/100 から 104/100 に改定し、勤続 20 年以上の退職者（定年や勧奨退職など）の支給率が下がることから、勤続 45 年の自己都合退職者の支給率が、定年退職者の最高支給率を上回らないように措置した規定である。

（法第 3 条第 1 項による支給率について、勤続 45 年以降は勤続 35 年の定年退職の支給率と同率とした（上限の設定）。）

その後、平成 24 年改正法による改正前までは、勤続 20 年以上（自己都合を除く。）の退職者を調整率 104/100 の対象としていたが、平成 24 年改正法で、調整率を 104/100 から 87/100 に改定し、調整率が 100/100 を下回ったため、勤続年数や退職理由にかかわらず、全退職者を対象として退職手当（基本額）に調整率を掛けることとした。

$$\begin{aligned} \text{定年・勧奨退職者} : 104/100 &\Rightarrow 87/100 \quad (\Delta 7 \text{ ポイント}) \\ \text{自己都合退職者} : 100/100 &\Rightarrow 87/100 \quad (\Delta 3 \text{ ポイント}) \end{aligned}$$

そのため、平成 24 年改正法においては、定年・勧奨退職者が自己都合退職者よりも引下げ幅が大きくなり、改正後の 3 条適用者の支給率が勤続 43 年で 49.677 となり、勤続 43 年の 5 条適用者の支給率 49.59 を超えてしまうことから、法第 3 条第 1 項による支給率は、勤続 43 年以降は勤続 35 年の定年退職の支給率と同率とした（上限の設定）。

※24 年法改正時の考え方

		支給率		
		退手法3条適用者		退手法5条適用者
勤続年数	調整前	調整後		
	35	41.325	41.325	49.59
	36	42.369	42.369	49.59
	37	43.413	43.413	49.59
	38	44.457	44.457	49.59
	39	45.501	45.501	49.59
	40	46.545	46.545	49.59
	41	47.589	47.589	49.59
	42	48.633	48.633	49.59
	43	49.677	49.59	49.59
44	50.721	49.59	49.59	49.59
45	51.765	49.59	49.59	49.59

↑ ②調整      ①比較 ↑

この点、今回は従前と異なり、全ての退職者について同じ幅だけ支給率が下がるものであるから、退手法第3条第1項による支給率の上限を改正する必要はなく、今回の法改正においては、平成15年改正法附則4項を改正しない。

定年・勧奨退職者： 87/100 ⇒ 83.7/100 (▲3.3ポイント)

自己都合退職者： 87/100 ⇒ 83.7/100 (▲3.3ポイント)

勤続年数	法第3条		法第4条		法第5条	
	自己都合	亡期定へ ・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募未 病務認満 等都定勤 合退続 退職へ ・一 公号 務へ 外・ 死任	公務 通務 勤外 傷傷 病病 を除く	亡期定へ ・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募以 病務認上 等都定二 合退十 退職五 職へ年 ・一未 公号満 務へ勤 外・続 死任へ	整 理 死・ 亡・ ・募 公認 務定 上退 傷病 ・二 号	亡期定へ ・終年二 通了・十 勤・応五 傷事募年 病務認以 等都定上 合退勤 退職続 職へ ・一 公号 務へ 外・ 死任
年						
1	0.50220	0.83700	0.83700		1.2555(3.6a)	
2	1.00440	1.67400	1.67400		2.511(4.5a)	
3	1.50660	2.51100	2.51100		3.7665(5.4a)	
4	2.00880	3.34800	3.34800		5.022(5.4a)	
5	2.51100	4.18500	4.18500		6.27750	
6	3.01320	5.02200	5.02200		7.53300	
7	3.51540	5.85900	5.85900		8.78850	
8	4.01760	6.69600	6.69600		10.04400	
9	4.51980	7.53300	7.53300		11.29950	
10	5.02200	8.37000	8.37000		12.55500	
11	7.43256		9.29070	11.61338	13.93605	
12	8.16912		10.21140	12.76425	15.31710	
13	8.90568		11.13210	13.91513	16.69815	
14	9.64224		12.05280	15.06600	18.07920	
15	10.37880		12.97350	16.21688	19.46025	
16	12.88143		14.31270	17.89088	20.84130	
17	14.08671		15.65190	19.56488	22.22235	
18	15.29199		16.99110	21.23888	23.60340	
19	16.49727		18.33030	22.91288	24.98445	
20	19.66950		19.66950	24.58688	26.36550	
21	21.34350		21.34350	26.26088	27.74655	
22	23.01750		23.01750	27.93488	29.12760	
23	24.69150		24.69150	29.60888	30.50865	
24	26.36550		26.36550	31.28288	31.88970	
25	28.03950		28.03950		33.27075	33.27075
26	29.37870		29.37870		34.77735	34.77735
27	30.71790		30.71790		36.28395	36.28395
28	32.05710		32.05710		37.79055	37.79055
29	33.39630		33.39630		39.29715	39.29715
30	34.73550		34.73550		40.80375	40.80375
31	35.73990		35.73990		42.31035	42.31035
32	36.74430		36.74430		43.81695	43.81695
33	37.74870		37.74870		45.32355	45.32355
34	38.75310		38.75310		46.83015	46.83015
35	39.75750		39.75750		47.70900	47.70900
36	40.76190	40.76190		47.70900	47.70900	
37	41.76630	41.76630		47.70900	47.70900	
38	42.77070	42.77070		47.70900	47.70900	
39	43.77510	43.77510		47.70900	47.70900	
40	44.77950	44.77950		47.70900	47.70900	
41	45.78390	45.78390		47.70900	47.70900	
42	46.78830	46.78830		47.70900	47.70900	
43	47.70900	47.70900		47.70900	47.70900	
44	47.70900	47.70900		47.70900	47.70900	
45	47.70900	47.70900		47.70900	47.70900	

勤続35年・定年  
退職の支給率を  
超えるまでは3  
条による支給率

最高支給率

(注1) ( )内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。

退手法原始附則第21項・昭和48年改正法附則第5項

退手法原始附則第22項・昭和48年改正法附則第6項

法附則第4項  
平成15年改正

退手法原始附則第23項  
昭和48年改正法附則第7項

(現行の調整率: 0.87)

退手法原始附則第21項・昭和48年改正法附則第5項

退手法原始附則第22項・昭和48年改正法附則第6項

平成15年改正法附則第4項

昭和48年改正法附則第23項

勤続年数	法第3条			法第4条		法第5条	
	自己都合	亡期定へ ・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募未 病務認満 等都定勤 合退続 退職～ 職～ ・一 公号 務～ 外・ 死任	(公 通務 勤外 傷傷 病病 を除く)	亡期定へ ・終年十 通了・一 勤・応年 傷事募以 病務認上 等都定二 合退十 退職五 職～年 ・一未 公号満 務～勤 外・続 死任)	務整 理死 亡・応 ・募公 務認定 上退職 傷病(二 号)～ ・公	亡期定へ ・終年二 通了・十 勤・応五 傷事募年 病務認以 等都定上 合退勤 退職～ ・一 公号 務～ 外・ 死任	
年							
1	0.522	0.87	0.87			1.305(3.6a)	
2	1.044	1.74	1.74			2.61(4.5a)	
3	1.566	2.61	2.61			3.915(5.4a)	
4	2.088	3.48	3.48			5.22(5.4a)	
5	2.61	4.35	4.35			6.525	
6	3.132	5.22	5.22			7.83	
7	3.654	6.09	6.09			9.135	
8	4.176	6.96	6.96			10.44	
9	4.698	7.83	7.83			11.745	
10	5.22	8.7	8.7			13.05	
11	7.7256		9.657	12.07125		14.4855	
12	8.4912		10.614	13.2675		15.921	
13	9.2568		11.571	14.46375		17.3565	
14	10.0224		12.528	15.66		18.792	
15	10.788		13.485	16.85625		20.2275	
16	13.3893		14.877	18.59625		21.663	
17	14.6421		16.269	20.33625		23.0985	
18	15.8949		17.661	22.07625		24.534	
19	17.1477		19.053	23.81625		25.9695	
20	20.445		20.445	25.55625		27.405	
21	22.185		22.185	27.29625		28.8405	
22	23.925		23.925	29.03625		30.276	
23	25.665		25.665	30.77625		31.7115	
24	27.405		27.405	32.51625		33.147	
25	29.145		29.145			34.5825	34.5825
26	30.537		30.537			36.1485	36.1485
27	31.929		31.929			37.7145	37.7145
28	33.321		33.321			39.2805	39.2805
29	34.713		34.713			40.8465	40.8465
30	36.105		36.105			42.4125	42.4125
31	37.149		37.149			43.9785	43.9785
32	38.193		38.193			45.5445	45.5445
33	39.237		39.237			47.1105	47.1105
34	40.281		40.281			48.6765	48.6765
35	41.325		41.325			49.59	49.59
36	42.369		42.369			49.59	49.59
37	43.413		43.413			49.59	49.59
38	44.457		44.457			49.59	49.59
39	45.501		45.501			49.59	49.59
40	46.545		46.545			49.59	49.59
41	47.589		47.589			49.59	49.59
42	48.633		48.633			49.59	49.59
43	49.59		49.59			49.59	49.59
44	49.59		49.59			49.59	49.59
45	49.59		49.59			49.59	49.59

(注1)( )内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。

勤続35年・定年  
退職の支給率を  
超えるまでは3  
条による支給率

最高支給率

## 退職手当の計算における退職出向・派遣・休職・休業等期間の扱い(主なもの)

- 退職手当は、国家公務員としての勤続期間等に基づき算定し、退職する際に支給する。
- 任命権者の要請により、国の事務・事業と密接な関連を有する法人に退職して出向する場合は、当該退職時は退職手当を支給せず、また、当該出向期間は勤続期間に通算する。
- また、国家公務員としての在職期間中に公務に従事しない期間(休職・休業等期間)がある場合、勤続期間から当該期間を除算することとしている。除算の有無及び除算割合について(は、当該休職・休業等の公務への貢献性や、公務に従事しないことが任命権者側の事情によるものであるか否か等)によって異なる。

退職出向先		通算・除算の扱い	勤続期間の計算における通算規定	基礎在職期間の対象とする規定
退職出向	地方公務員となる退職出向	通算	退職手当法第7条第5項	退職手当法第5条の2第2項第2号
	公庫等職員となる退職出向	通算	退職手当法第7条の2第1項	退職手当法第5条の2第2項第3号
	独立行政法人等役員となる退職出向	通算	退職手当法第8条第1項	退職手当法第5条の2第2項第5号
	個別の特別法により通算が認められる法人の職員(PFI法に基づく国派遣職員など)となる退職出向	通算	個別の特例法(退職手当法第7条の2第1項の公庫等職員とみなされどみなし旨が規定されている)	退職手当法第5条の2第2項第3号(公庫等職員とみなされるため)
※通算の場合、休職月等に該当しない根拠規定を掲載				
派遣	民間企業への交流派遣	通算・除算の扱い	勤続期間の計算における除算規定	基礎在職期間の属する各月からの除算規定
	一般職職員の国際機関への派遣	通算	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第17条第2項	
	防衛省職員の国際機関派遣	通算	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律第9条第2項	
	法科大学院への派遣	通算	国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律第10条第2項	
派遣	災害対策基本法に基づく派遣	通算	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第19条第2項	
	大規模災害からの復興に関する法律に基づく派遣	通算	災害対策基本法施行令第18条第3項第6号	
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく派遣	通算	大規模災害からの復興に関する法律施行令第42条第3項第6号	
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣	通算	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第38条の規定によりその例によることとされる法律に基づく派遣	災害対策基本法施行令第18条第3項第6号
病気休職	公益財団法人ラグビーワールドカップニキ十九組織委員会への派遣	通算	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第24条第2項	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第11条第2項
	公務上の傷病によるもの	通算	退職手当法第6条の4第1項(現実に職務をとることを要しない期間に該当する休職から除かれている)	
病気休職	通勤上の傷病によるもの	通算	退職手当法第7条第4項(退手法の原則規定)	同上
	公務外の傷病によるもの(通勤上の傷病によるものを除く)	2分の1除算	退職手当法第6条第3項第3号	

設立援助休職(政令で定める法人)	通算	退職手当法第6条の4第1項(現実に職務をとることを要しない期間に該当する休職から除かれている)
研究休職	通算	同上
いわゆる研究公務員の共同研究休職	2分の1除算	退職手当法第7条第4項 (退手法の原則規定)
いわゆる研究施設共同研究休職	2分の1除算	退職手当法第7条第4項 (退手法の原則規定)
上記以外の共同研究休職	2分の1除算	教育公務員特例法第34条第1項
役員兼業休職	2分の1除算	退職手当法第7条第4項 (退手法の原則規定)
起訴休職	2分の1除算	同上
災害による行方不明休職	2分の1除算	同上
過員休職	2分の1除算	同上
育児休業	子が1歳に達した日の属する月まで	3分の1除算
自己啓発等休業	子が1歳に達した日の属する月の後	2分の1除算
配偶者同行休業	1分の1除算	同上
勤短務時等間	育児短時間勤務	3分の1除算
その他	育児時間	通算
弁護士職務経験制度	年次休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇	通算
停職(懲戒処分)	いわゆる専従	2分の1除算

※勤続期間の計算は月単位であり、休職・休業期間がある月であっても、当該月のうちに職務をとることを要する日が1日以上あれば、当該月は除算の対象にはならない。

## 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）の改正（第 3 条関係）

### 附則第 2 条について

#### ○ 改正の概要

平成 17 年改正法附則第 3 条以下の規定の整備をしたことにより、「新法」の記述がなくなったことから、当該略称規定「（以下「新法」という。）」を附則第 2 条から削除した。また、「特定独立行政法人以外の独立行政法人」の前に、「同項に規定する」を追加し、規定を明確化した。

### 附則第 3 条第 1 項について

#### 1 規定の概要

平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項の規定は、調整額制度の導入や支給率カーブのフラット化等を行った同法の規定に基づき計算した退職手当の額が、改正前日までの勤続期間及び改正前日における俸給月額により改正前の退手法の規定に基づき計算した額を下回る場合には、当該改正前の額を支給することとした、いわゆる「従前額保障」のための規定である。

この規定の趣旨は、

- ①これまでの退職手当制度を前提に勤務してきた職員の期待権を一定の範囲で保護するとともに、
- ②一般に民間企業でも退職金制度の見直しに際しては過去の勤続分への期待権を保護している（民間では退職金は給与の後払い的性格が濃厚）ことを踏まえ、附則で経過的に措置したものである。

一方で、国家公務員の退職手当については、平成 17 年以前から、官民均衡を図る観点から、おおむね 5 ~ 6 年ごとに民間企業の支給水準を調査し、これに合わせ必要に応じて調整してきたところ、平成 17 年改正法による改正時においても、官民均衡による水準調整を図るために設けられた「調整率」規定を排除せずに、むしろこれを前提として、現行の調整率を改正前後の退職手当額の両方に適用した上で比較し、多い方の額を支給するよう規定している。

（参考）平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項の計算例

新制度切替日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）時点で職員であった者が、切替日以後に定年退職した場合

※新制度切替日＝平成 18 年 4 月 1 日

A : 平成 17 年改正法による改正前の退職手当の額

（勤続 20 年以上の退職者の場合）

= 平成 18 年 3 月 31 日における俸給月額 × 支給率 × 旧調整率  $(104/100) \times (87/104)$

（勤続 19 年以下の退職者の場合）

= 平成 18 年 3 月 31 日における俸給月額 × 支給率  $\times (87/100)$

B : 平成 17 年改正法による改正後の退職手当の額  
= 定年退職時における俸給月額 × 支給率 × 調整率 (87/100) + 調整額

A > B の場合に、A の退職手当が支給される。

## 2 改正の概要

平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項の対象となる職員は、勤続期間の関係上、現段階においては、最新の国家公務員退職手当実態調査（平成 27 年度退職者）において同項の適用者が 3 人存在していることから、このような適用者に対して改定後の調整率を適用させる必要があり、平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項において「87/100」を「83.7/100」に、「87/104」を「83.7/104」にそれぞれ改めることとする。

※ 今年度以降の平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項の適用者の有無については、退職時に改正前の退手法に基づく退職手当と新法に基づく退職手当の額を算定して比較することにより適用の可否が決定されるため、事前に適用の有無を把握することは困難。

※ 平成 17 年改正法附則が適用されうる例

- ・新制度切替日前日時点で既にその級の最高号俸（又は最高号俸付近）に達しており、退職時までそのまま昇給することなく、給与構造改革（給与カーブのフラット化）や官民比較による給与支給水準見直しの影響の結果、結果的に新制度切替日前日時点よりも俸給月額が低くなった場合
- ・降任により、退職時に新制度切替日前日時点の俸給月額よりも俸給月額が低くなった場合
- ・平成 17 年改正法における支給率カーブのフラット化により勤続 30 年を超える部分の支給率については新制度切替日前日時点の方が高くなっていることから（1 年につき「150/100」から「105/100」に改正）、新制度切替日前日において既に 30 年を超えて勤続していた場合

## 3 平成 17 年改正法による改正前の規定により計算した額に、83.7/100 あるいは 83.7/104 と異なる割合を乗ずる理由について

＜平成 24 年改正法時の整理＞

平成 17 年改正法による改正時は、調整率が 104/100 で調整率の分子が 100 以上であったため、調整率の適用者は勤続 20 年以上の退職者（（注 1）を除く。）に限られていた。

（注 1）勤続 20 年以上 42 年以下だった者で自己都合により退職したもの及び勤続 37 年以上 42 年以下だった者で公務外傷病（通勤による傷病を除く。）により退職したもの

したがって、平成 24 年改正法後は、調整率の分子が 100 以下となったことを踏まえ、勤続年数・退職理由に関わらず、退職者には調整率を一律に適用する取扱いとした。

このため、平成 17 年改正法による改正前の退職手当額を算定する場合において、調整率（104/100）の対象となる者には、調整率の逆数（100/104）を乗じた上で、今般の新調整率（83.7/100）を乗ずる必要がある。

$$\frac{\text{俸給月額} \times \text{支給率} \times \text{調整率} (104/100) \times \frac{100/104}{104} \times \frac{83.7/100}{104}}{\text{俸給月額} \times \text{支給率} \times \text{調整率} (104/100) \times \frac{83.7}{104}}$$

一方、調整率（104/100）の対象となっていたなかった者（勤続 19 年以下の退職者、勤続 20 年以上 42 年以下だった者で自己都合により退職したもの及び勤続 37 年以上 42 年以下だった者で公務外傷病（通勤による傷病を除く。）により退職したもの）には、今般の新調整率（83.7/100）のみを乗することとするためである。

俸給月額 × 支給率 × 83.7/100

#### 4 本則で平成 17 年改正法の一部改正を行うことについて

平成 24 年改正法における平成 17 年改正法の一部改正は、従前額保障を行う平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項について、比較対象とする改正前の退職手当額の算定の際に、調整率の適用対象外であった者についても調整率を乗じて所要の割り落としをする措置を講ずる政策判断を行い、本則第 3 条で改正を行っている。今回も同様の考え方により改正前の退職手当額の算定時に調整率を乗じて割り落としの措置を講ずるものであり、本則により改正を行うこととする。

#### 5 平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項において附則第 26 項を明記する理由について

平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項において、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定を引用しており、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定により、退職手当の額を計算することとされている。

今回の改正により、退手法原始附則第 26 項で、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定について、「8/100」を「8.3/100」と読み替える規定を置くこととしているため、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号と同様に、退職手当の額の計算において疑義が生じないよう、附則第 26 項についても明記する必要がある（附則第 26 項による読み替え後のものであることを明確化する）。

※ 現行の平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項においても、既に読み替える規定である退手法第 5 条の 3 及び平成 17 年改正法附則第 6 条について明記しているところ。

#### 6 適用者のいない規定に関する文言の削除について

平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項において、

- ・国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和 34 年法律第 164 号）  
附則第 3 項
- ・昭和 48 年改正法附則第 8 項
- ・特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 146 号）附則第 4 項

に関して規定されているが、いずれも既に適用者のいない規定であるため、今回、これらの文言を削除することとする（64 頁参照）。

また、附則第3条第1項における「法律第30号」、「法律第62号」、「法律第164号」の略称について、現行のものか改正前のものか分からなくなるため、略称を用いずに法律の正式名称を書くこととした。

## 7 「公務によらない傷病」の文言の明確化について

平成17年改正法附則第3条第1項において、「勤続20年以上だった者」は、調整率の対象であるため、上記3のとおり、「83.7/104」を乗ずることになるが、

- ① 勤続20年以上42年以下だった者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの 及び
  - ② 勤続37年以上42年以下だった者で公務によらない傷病により退職した者
- については、平成24年法改正前は調整率の対象となっていないため、「83.7/100」を乗ずることとしている。

平成24年改正法において、平成17年改正法附則第3条第1項に「公務によらない傷病」という文言を追加した。

しかしながら、本来、調整率の対象となる通勤による傷病を除くことが必要であり、支給実務に混乱を生じさせないために、その趣旨を条文上、明確化しておくことが適切であるため、今回、「通勤による傷病以外の公務によらない傷病」と規定の明確化を行う。

なお、「公務又は通勤によらない傷病」、「公務によらない傷病のうち通勤によらない傷病」といった規定も考えられるところであるが、前者は該当する対象範囲が明確にならない、後者は表現が冗長となることから、「通勤による傷病以外の公務によらない傷病」と表現することとした。

<参考>「通勤による傷病以外の公務によらない傷病」について



(49~52頁に平成24年法改正時の関係資料)

問112. 平成17年法律第115号附則第3条による保障額を計算する上で、旧法の規定により計算した額に、87/100 あるいは 87/104 と異なる割合を乗ずる規定の趣旨如何。

1. 平成17年法律第115号附則第3条第1項に係る今般の改正の趣旨は、旧法（平成17年法改正前の退職手当法。以下同じ。）の規定により新制度切替日前日（平成18年3月31日）に退職したと仮定した場合の退職手当額を計算する際には、当該額にも官民均衡による水準調整を反映させるため、今般の支給水準の引下げと同様の引下げがなされるよう、旧法の規定により計算した額に一定の割合を乗じることとする計算の規定を加えるものである。
2. 旧法下において、
  - (1) 調整率（現行と同様、当時も 104/100）の対象となっていた者は、調整率の逆数（100/104）を乗じることで本則支給率に戻した上で、今般の新調整率（87/100）を乗じる必要があることから「87/104」（ $100/104 \times 87/100$ ）を乗じる。
  - (2) 一方、調整率の対象となていなかった者には、今般の新調整率「87/100」を乗じる。
3. ただし、上記2. (2) のとおり、調整率の対象でない者全てに「87/100」を乗じた場合には、「新制度切替日前日において勤続期間が43年又は44年だった者で現に自己都合により又は公務外傷病により退職したもの」については、最も高い支給率となるべき（保護されるべき）勤続35年の整理退職者等よりも更に良い支給率となってしまう（保障額がより高くなる）という逆転が生じ、不都合が生じる。
4. そこで、この逆転を防止する必要から、「勤続43年又は44年だった者で現に自己都合により又は公務外傷病により退職したもの」の計算については、旧法の規定で計算する保障額の水準を最高水準である勤続35年の整理退職等に合わせることとした。
5. なお、「勤続20年以上だった者」は、原則調整率の対象であるため、上記2. (1) のとおり「87/104」を乗じることになるが、  
① 勤続20年以上42年以下だった者で自己都合により退職したもの  
及び  
② 勤続37年以上42年以下だった者で公務外傷病により退職したものについては、旧法下で調整率の対象となっていなかっため、「勤続20年以上だった者」のカテゴリーからこれら (①②) を除き、これら①②には、上記2. (2) のとおり「87/100」を乗じることとした。

(参考) 平成24年改正法における整理

参考 40-3

国家公務員に対する退職手当支給率一覧表(16年10月1日から18年3月31日) (旧法)

調整率: 87/100

勤続年数	第3条			第4条				第5条	
	二十五年未満	勤続自己都合	災害期十傷終年病了未等・満公勤務続外定死年亡・勸通奨勤	二十五年以上勤続自己都合	了二十五年未満の裁判官の任期終	外定死亡・年未満の裁	二死年十亡・年未満の裁	整理、公務上死亡	害任二傷期十病終五年了年裁・以判公務勤の外続任死定期亡終・了通勤等勤奨災
年									
1	0.522	0.87	0.87		1.0875			1.305	
2	1.044	1.74	1.74		2.175			2.61	
3	1.566	2.61	2.61		3.2625			3.915	
4	2.088	3.48	3.48		4.35			5.22	
5	2.61	4.35	4.35		5.4375			6.525	
6	3.915	5.22	5.22		6.525			7.83	
7	4.5675	6.09	6.09		7.6125			9.135	
8	5.22	6.96	6.96		8.7			10.44	
9	5.8725	7.83	7.83		9.7875			11.745	
10	6.525	8.7	8.7		10.875			13.05	
11	7.7256	9.657	9.657		12.0713			14.4855	
12	8.4912	10.614	10.614		13.2675			15.921	
13	9.2568	11.571	11.571		14.4638			17.3565	
14	10.0224	12.528	12.528		15.66			18.792	
15	10.788	13.485	13.485		16.8563			20.2275	
16	11.5536	14.442	14.442		18.0525			21.663	
17	12.3192	15.399	15.399		19.2488			23.0985	
18	13.0848	16.356	16.356		20.445			24.534	
19	13.8504	17.313	17.313		21.6413			25.9695	
20	18.27		18.27		22.8375	22.8375		27.405	
21	19.314		19.314		24.1425	24.1425		28.971	
22	20.358		20.358		25.4475	25.4475		30.537	
23	21.402		21.402		26.7525	26.7525		32.103	
24	22.446		22.446		28.0575	28.0575		33.669	
25				29.3625		29.3625	35.235	35.235	
26				30.6675		30.6675	36.801	36.801	
27				31.9725		31.9725	38.367	38.367	
28				33.2775		33.2775	39.933	39.933	
29				34.5825		34.5825	41.499	41.499	
30				35.8875		35.8875	43.065	43.065	
31				36.975		36.975	44.37	44.37	
32				38.0625		38.0625	45.675	45.675	
33				39.15		39.15	46.98	46.98	
34				40.2375		40.2375	48.285	48.285	
35				41.325		41.325	49.59	49.59	
36				42.4125		41.325	49.59	49.59	
37				43.5		43.5	49.59	49.59	
38				44.5875		44.5875	49.59	49.59	
39				45.675		45.675	49.59	49.59	
40		49.59を上回る (逆転の発生)		46.7625		46.7625	49.59	49.59	
41				47.85		47.85	49.59	49.59	
42				48.9375		48.9375	49.59	49.59	
43				50.025		50.025	49.59	49.59	
44				51.1125		51.1125	49.59	49.59	
45				49.59		49.59	49.59	49.59	

(注1) 勤務官署の移転等は、今般廃止するため削除。

(注2) 赤枠は調整率規定の対象を示す。



六号」という。)附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧法第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつその者の当該勤続期間を三十五年として旧法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によるない傷病により退職したもの)を除く。)にあつては、百四分の八十(七)を乗じて得た額が、国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の五まで及び附則第二十一項から第一二三項まで、附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第百六十四号附則第三項、法律第三十号附則第五項から第八項まで、法律第六十二号附則第四項並びに法律第百四十六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新法等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

六号」という。）附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新法第二条の四から第六条の五まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第一百六十四号附則第三項、附則第九条の規定による改正後の法律第三十号附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正後の法律第十二号附則第四項並びに附則第十一条の規定による改正後の法律第百四十六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新法等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 · 3

2 · 3

### 附則第3条、第5条、第6条について

#### ○ 「新法」の文言を「国家公務員退職手当法」と修正する理由

今般の改正に併せて、平成17年改正法附則中の今回改正を行う規定について、平成17年改正法後に改正が行われた退手法の規定については、「新法」の文言を「国家公務員退職手当法」とする規定の整備を行う。

「新法」の文言は、平成17年改正直後（平成17年以降の退手法改正前）の規定を特定しているかのようにも読めるため、条文の適用可否について紛れが生じ、円滑な支給実務に支障が生じるおそれがある。そのため、今回の改正において、改正を行う平成17年改正法附則第3条、第5条及び第6条について、該当する規定の「新法」を「国家公務員退職手当法」に改正することにする。

※ 平成24年改正法においても同様に、平成17年改正法附則第3条第1項について、文言の整備を行った（54・55頁のとおり）。

### 附則第4条について

平成17年改正法附則第4条について、平成17年改正法施行時（平成17年4月1日）以後、平成21年度までに退職した職員が適用の対象となっているところ、国家公務員退職手当法は退職時点の規定を適用して支給することとなっており、退職手当の支払いの差止め処分が行われている事案も存在しないことから、既に適用者は存在せず、実効性は喪失している。

また、平成17年改正法附則第3条1項の規定の整備に伴い、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和34年法律第164号）の略称（「法律第164号」）を同項から削除することとなるが、附則第4条を存置した場合には、実効性がないにもかかわらず、同条において、当該略称規定等の整備を行う必要がある。したがって、同条を削除することとする。（65頁参照）

問109－3. 平成17年法律第115号附則第3条第1項について、一部の「新法」との文言を「国家公務員退職手当法」と修正する等の理由如何。

1. 今般の改正において、平成17年法律第115号附則第3条第1項に規定するいわゆる「従前額保障」についても新調整率(87/100)を適用させるべく必要な措置を講じることとしている。
2. その1つとして、同項の後半部分に規定される「新法」の文言を改正しない場合には、この文言が平成17年改正後から今般の改正前までの法規定(104/100)を特定して規定しているかのようにも読めるため、今般の改正による「87/100」の適用可否について紛れが生じ、円滑な支給実務に支障が生じるおそれがあることから、これ(「新法」)を「国家公務員退職手当法」と修正することとした。

※【平成17年法律第115号附則規定中の他の「新法」の文言について】(109-3 資料①)

平成17年法律第115号附則規定(第4条を除く。)において「新法」という文言を単独で使用する箇所は16か所ある。このうち、平成24年改正を前後してその規定内容に変更が生じるのは、従前額保障規定である附則第3条第1項の後半部分1か所(「新法第二条の四から第六条の五まで及び附則第二十一項から第二十三項まで」)のみである。その他の15か所については、

- 「新法第五条の二」(3か所)：附則第3条第2項第3号、附則第5条第1項及び第2項
- 「新法第六条の四」(2か所)：附則第6条第1項及び第2項
- 「新法第七条の二第一項」(4か所)：附則第3条第2項第6号から第9号まで
- 「新法第八条第一項」(4か所)：附則第3条第2項第6号から第9号まで
- 定義規定関係(2か所)：附則第2条、附則第3条冒頭

であり、いずれも今般の改正後、平成17年改正後の規定内容と変わりないため、解釈に紛れが生じる余地はなく、よって、修正する必要はない。なお、こうした措置は、平成20年退職手当法改正(条ズレ事案)においても採られた(109-3 資料②)。

※【「旧法」「新法」及び「退職手当法」の3つが併用された用例】

⇒ 昭和48年法律第30号附則第2項及び第5項

② 改正後の国家公務員等退職手当法(以下「新法」という。)の規定(第七条の二の規定を除く。)は、昭和四十七年十二月一日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

⑤ 適用日に在職する職員(適用日に改正前の国家公務員等退職手当法(以下「旧法」という。)第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。)としては在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に地方公務員として在職する者で、指定法人職員又は地方公務員として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項から附則第十二項までにおいて「退職手当法」という。)第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当法第四条若しくは第五条又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第七十四号)附則第二項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)である者に対する退職手当の基本額は、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかるわらず、当分の間、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第百六十四号附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

※【単に「国家公務員退職手当法」とした理由（法律番号を書かない理由）】

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）の冒頭において「国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部を次のように改正する。」とあるため、その附則第 3 条第 1 項内で法律番号を書かずに「国家公務員退職手当法」と規定するのみで足りる。

※【「新〇〇法」を法律名に書き換えた直近の例】

類似例として、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 102 条による「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条」の一部改正がある（109-3 資料③）。

3. また、同部分（平成 17 年法律第 115 号附則第 3 条第 1 項後半部分）において、昭和 48 年法律第 30 号附則第 5 項から第 8 項まで、平成 15 年法律第 62 号附則第 4 項及び平成 16 年法律第 146 号附則第 4 項に係る規定についても今般改正している（「附則第〇条の規定による改正後の」の削除）が、これも上記「2.」と同趣旨であり、104/100 ではなく、新調整率（87/100）が適用されることを明確化したものである。

※【「法律第三十号」、「法律第六十二号」及び「法律第百四十六号」の略称の射程範囲】

附則第 3 条第 1 項前半部分において「附則第九条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下この条及び次条において「法律第三十号」という。）附則第五項から第八項まで」との規定が置かれている。この「法律第三十号」の略称が「附則第九条の規定による改正前の」を含んだ略称か否かについては、附則第 3 条第 1 項後半部分において、「附則第九条の規定による改正後の法律第三十号」とあることから（代入して読めばわかるとおり）、含まない（純粹に法律名のみの略称である）ことは明らかである。

よって、今般の改正により、「附則第九条の規定による改正後の」を削除し、「法律第三十号」のみとしても、その略称が「附則第九条の規定による改正前の」を含んでいるとは解されない。

なお、「法律第六十二号」及び「法律第百四十六号」についても同様である。

4. これらの字句修正により、今般の改正法の施行後に職員が退職した場合の従前額保障規定の適用の可否判断における、当該職員の実際の退職までの勤続期間を用いた退職手当の算定は、退職時点における国家公務員退職手当法、昭和 48 年法律第 30 号附則、平成 15 年法律第 62 号附則又は平成 16 年法律第 146 号附則の規定に拠ることが明確になるものである。

5. なお、「附則第八条の規定による改正後の法律第百六十四号附則第三項」との規定については、その規定内容を今般改正していない（そもそも昭和 34 年法律第 164 号の適用者が現在存在しない）ため、改正しないこととした。

## 附則第6条第1項について

### ○ 規定の概要

附則第6条第1項の表中「第一項」、「第二項」の項は、平成8年4月1日よりも前から在職している職員について、調整額を算定する際の読替規定であり、まだ適用者が存在するため、削除しないこととする。

「第四項第六号口」の項は、平成8年4月1日よりも前から在職している職員であって、平成8年4月1日以降その在職期間が全て特別職給与法第一条各号に掲げる特別職の職員（常勤）としての在職期間となる者について、調整額を算定する際の読替規定である。今回、平成8年4月1日以降引き続いて特別職の職員として在職している者が存在するか、適用者の有無について調査したところ、適用者は存在しなかったため、今般の改正において「第四項第六号口」の項は削除することとする。

(58頁参照)

## 附則第6条第2項について

### 1 規定の概要

平成17年改正法による調整額（退手法第6条の4）の導入により規定された同条第4項第5号口においては、基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号。以下「特別職給与法」という。）第1条各号（※）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者については、退手法第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額の8/100に相当する額をこれらの者の退職手当の調整額としている。しかしながら、特別職給与法第1条各号に掲げられている特別職の職員は、審議会の名称変更、改組、廃止等に伴い変動があるところである。

※ 第73号に掲げる宮内庁職員（宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長を除く。）及び第74号に掲げる国会職員を除く。

このため、平成17年改正法の制定時には、その施行日（平成18年4月1日）時点の特別職給与法第1条各号では規定されていない、過去に同条各号に規定されていた特別職の職員（常勤）について、基礎在職期間に含まれることから、平成17年改正法附則第6条第2項第1号～第7号で列挙している。

※ これらの職員の種類については、退手法第6条の4第1項及び平成17年改正法附則第6条第1項において、基礎在職期間の対象を施行日の10年前である平成8年4月1日以降の期間としていることに鑑み、平成8年4月1日までに特別職給与法第1条各号に存在しており、かつ、施行日（平成18年4月1日）に同条各号に規定されていない職員の種類を列挙している。

なお、基礎在職期間の対象を平成8年4月1日以降の期間としているのは、①調整区分を平成17年改正法の施行前の在職期間の全てについて過去に遡って設定することは事実上困難であること、②退職時から相当期間遡った時期に職務・職責の度が高い時期が来ていることは考えにくいこと、

などの理由による。

※ 宮内庁法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 32 号）による改正前の特別職給与法第 1 条第 15 号に掲げられていた皇太后宮大夫については、既に施行日までに適用者がいないため、列挙されていない。

※ 今般、各府省に調査したところ、平成 17 年改正法附則第 6 条第 2 項第 1 号～第 7 号の適用者はいないことが判明。

平成 17 年改正法附則第 6 条第 2 項第 8 号では、「前各号に掲げる職員に類する者として政令で定める職員」と規定されており、これは、平成 17 年改正法の施行日後、特別職給与法第 1 条各号の改正で職員の名称変更や改組があった際に、変更となった官職を第 8 号に基づく政令で追記していくことを想定していたものである。平成 17 年法改正に伴い、経過措置政令が整備されたところであるが、現在、同号に基づく規定は定められていない。

(参考) 退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号

五 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の八に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律 の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定めるもの

ロ その者の基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

(参考) 平成 17 年改正法附則第 6 条第 1 項による読み替後の退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号

五 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の八・三に相当する額

イ (略)

ロ 平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

<平成 17 年改正法附則第 6 条第 2 項第 1 号～第 7 号の適用範囲>

この期間に特別職給与法第 1 条の官職で平成 18 年 3 月 31 日までに廃止された職にいた者



## 2 問題の所在

今回の法改正の審査の過程で、平成 17 年改正法の施行日（平成 18 年 4 月 1 日）以後、名称変更や改組により特別職給与法第 1 条から削除された審議会の委員から引き続いて審議会の委員として現在も在職している事例があることが明らかとなった。

・総合科学技術会議議員（任期 2 年）であった職員で、H26. 5. 19 の総合科学技術・イノベーション会議への名称変更後から引き続いて当該会議の議員（任期 3 年）である者が現在 2 名

①久間和夫議員（任期：H25. 3. 1～H27. 2. 28/H27. 3. 1～H30. 2. 28）（2 期目）

②原山優子議員（任期：H25.3.1～H27.2.28/H27.3.1～H30.2.28）（2期目）

※ 久間委員、原山委員は退手法第6条の4第4項第5号ロの適用。

（参考）名称変更時の議員承継に係る規定振り

○内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に内閣府設置法第二十九条第一項第六号に掲げる議員である者の任期については、な  
お従前の例による。

○内閣府設置法（平成11年法律第89号）

（議員）

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一～五 （略）

六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- ・特定個人情報保護委員会委員（任期5年）であった職員で、H28.1.1の個人情報保護委員会の設置時から引き続いて当該委員会の委員（任期5年）である者が現在3名

①堀部政男委員長（任期：H26.1.1～H30.12.31）（1期目）

②阿部孝夫委員（任期：H26.1.1～H30.12.31）（1期目）

③嶋田実名子委員（任期：H27.1.1～H31.12.31）（1期目）

※ 堀部委員長については、俸給月額が指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超えていたため、退手法第6条の4第4項第5号イの適用。阿部委員、嶋田委員は退手法第6条の4第4項第5号ロの適用。

（参考）個人情報保護委員会設置時の委員承継に係る規定振り

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

（参考）平成17年改正法の施行後に名称変更・廃止のあった他の審議会

- ・「電気通信事業紛争処理委員会」→「電気通信紛争処理委員会」（H23.3.1）  
→非常勤委員のみ（国家公務員退職手当法の対象外）

- ・「原子力安全委員会」の廃止（H24.9.19）  
→廃止時に委員に退職手当は支給されている

※ 原子力安全委員会の廃止と同時に、原子力規制委員会が設置されたが、廃止時の原子力安全委員会の委員は、引き続いて原子力規制委員会の委員やその他の審議会等の委員となっていない。

- ・「宇宙開発委員会」の廃止（H24.7.12）  
→廃止時に委員に退職手当は支給されている

※ 宇宙開発委員会の廃止の際、廃止時の宇宙開発委員会の委員はその他の審議会等の委員となっていない。

- ・「航空・鉄道事故調査委員会」→「運輸安全委員会」（H20.10.1）

※ 6名の航空・鉄道事故調査委員会の委員長及び常勤の委員が、そのまま運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員

として引き継がれ、平成 20 年 10 月以降に既に退職済（退職手当の調整額を基本額の 8/100）

仮に、上記 5 名の委員の退職時に、調整額を退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号（基本額の 8/100）ではなく、退手法第 6 条の 4 第 1 項に基づいて退職手当を支給した場合、本来支給されるべき退職手当額よりも過大な額の支給となり、職責の差に応じた均衡が崩れ、公平性、財政負担の観点等からも問題がある。

（参考）退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号に該当しない場合、調整額の算定に当たっては行（一）と同様に同法第 6 条の 4 第 1 項が適用され、同項に規定する職員の区分に応じた調整月額×60 月分となる。

<今回の事例における審議会委員が勤続 5 年で任期満了退職した場合の計算例※調整率 83.7/100>

（第 6 条の 4 第 1 項の規定により調整額を算定する場合）

1 号区分（95,400 円）×60 月（5 年分）=5,724,000 円（約 572 万 4 千円）

（第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定により調整額を算定する場合）

1,035,000 円（俸給月額）×4.185（支給率※3 条 1 項勤続 5 年）×8.3/100=359,512 円（約 35 万 9 千円）

<今回の事例における審議会委員が再任され、勤続 8 年又は 10 年で任期満了退職した場合の計算例>

※第 6 条の 4 第 1 項の規定により調整額を算定する場合は上記と同額

（第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定により調整額を算定する場合）

・総合科学技術・イノベーション会議議員（勤続 8 年）

1,035,000 円（俸給月額）×6.696（支給率※3 条 1 項勤続 8 年）×8.3/100=575,219 円（約 57 万 5 千円）

・個人情報保護委員会委員（勤続 10 年）

1,035,000 円（俸給月額）×8.37（支給率※3 条 1 項勤続 10 年）×8.3/100=719,024 円（約 71 万 9 千円）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 107 号）の制定時には、平成 17 年改正法附則第 6 条第 2 項については、経過措置規定として設けられてから既に 10 年程度が経過しており、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の適用に当たって、当該経過措置が効力を有する局面はほとんど想定されないとして、当該規定の改正（退手法第 6 条の 4 第 4 項第 6 号から同項第 5 号への号ずれの手当）が行われなかつたと考えられるところである。

しかしながら、近年、審議会の名称変更や改組が行われ、特別職給与法第 1 条各号から削除された審議会の委員から引き継いで審議会の委員として現在も在職している事例があるところである。該当する委員（5 名）の任期終了時期も近づいており、退職時の退職手当の算定において、今後の支給実務に支障を及ぼさない観点から、規定の解釈に紛れのないよう、「特別職給与法第 1 条から削除された官職の職員としての在職期間を特別職の職員としての在職期間としてみなす」趣旨を、条文上、明確化しておくことが適切である。

※ 平成 26 年に独立行政法人の名称変更を行う際に、過去の独立行政法人の統廃合の際に改正法の附則に設けられた在職期間通算規定について一部措置漏れが生じていたところ、平成 27 年の整備政令において、法律の読み替規定を設け、趣旨を明確化する手当が行われたという例がある。

### 3 対応方針（平成17年改正法の経過措置政令の改正）

上記の問題を踏まえ、今般の退手法改正に併せ、退職時にすでに特別職給与法第1条に規定されていない「総合科学技術会議議員」及び「特定個人情報保護委員会の委員」としての在職期間を、調整額を算定する際の在職期間とみなすことが条文上明確になるように、平成17年改正法附則第6条第2項第8号の規定に基づき、平成17年改正法の経過措置政令の改正により措置したい。

そのため、平成17年改正法附則第6条第2項の柱書において、今回、退手法第6条の4第4項第6号から同項第5号への号ずれの手当を行う。

#### ＜平成17年改正法の経過措置政令で対応可能な理由＞

- ① 平成17年改正法附則第6条第8号を設ける際、今後、特別職給与法の改正による官職の変動があった際に法律でその都度規定していく必要がないよう、立法経済上の観点から、政令において規定できるように措置したという経緯があり、政令で規定することも許容されるものと考えられること
- ② 退手法第7条の2及び第8条における通算対象法人を、退手法施行令第9条の2及び第9条の4で規定していることと整合的である。また、平成17年改正法附則第6条第2項第8号に基づく規定は、該当者がいれば機械的に措置すべきものであるため、行政府による裁量の余地のないものであることから、政令で規定されることが許容されること

※ 今回の退手法改正法案成立後に、成立後の平成17年改正法附則第6条第2項の規定に基づき、政令改正作業に着手。法律と同様に平成30年1月1日施行とする。

#### ＜規定イメージ＞

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 抄

##### 第一条～第三条 略

（法附則第六条第二項に規定する政令で定める職員）

第三条の二 法附則第六条第二項第八号に規定する政令で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。次号において「特別職給与法」という。）第一条第十七号に掲げる総合科学技術会議の常勤の議員
- 二 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）による改正前の特別職給与法第一条第十四号の二に掲げる特定個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員

##### 第四条～第六条 略

※ なお、他の対応策として、総合科学技術会議、個人情報保護委員会の経過措置政令等の改正により措置することも考えられるが、内閣府及び個人情報保護委員会事務局に確認したところ、名称変更や改組をした際の経過措置政令は存在しないため、今回、過去の経過措置政令を改正して措置する方法によることは困難（両方とも、名称変更や改組に伴う関係政令の整備政令は設けられたとこ

ろであるが、既に施行済。経過措置政令は設けられなかった。）。

また、平成 17 年改正法附則第 6 条第 2 項について、総合科学技術会議及び特定個人情報保護委員会の委員であった者について、当該期間を特別職職員としての在職期間とみなすために、適用可能性のなくなった現行の第 1 号～第 8 号を削除した上で、総合科学技術会議、個人情報保護委員会について新たに第 1 号、第 2 号で規定することも考えられるが、平成 17 年改正法の施行における経過措置として設けられた平成 17 年改正法附則に、施行日以後に生じた事例のみを規定することとなってしまうため、平成 17 年改正法附則第 6 条第 2 項各号に規定するのは適当ではないと考えられる。

今回は平成 17 年改正法の経過措置政令で措置を行うが、平成 17 年改正法の経過措置政令は、平成 17 年改正法の施行に伴う経過措置として位置づけられたものであり、制定から 10 年以上経過している。一方で、今後も審議会の名称変更及び改組は想定されるところであり、永続的に改正が生じるものについて、恒久的に平成 17 年改正法の経過措置政令で追加していくことは馴染まないとも考えられるところである。

今後、同様の事案が発生した場合には、平成 17 年改正法の経過措置政令の改正以外にも、以下の 2 つの対応策も考えられるところであり、引き続き検討を行いたい。

①退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号ロに、同号イと同様に、「その他これに類する者として政令で定める者」を追加し、退職手当法施行令に、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号ロに基づく政令に基づく職員を規定することで対応。

※ 退職手当の制度的改正が行われる本則改正時に対応を検討。

②省庁再編後の審議会等委員の人選について（平成 12 年 10 月 11 日各省人事担当課長会議申し合わせ）において、一の審議会等の委員に 10 年を超える期間継続して任命しないこととされており、組織再編後に委員等がそのまま長期在職することは考えられないことなどから、今後、特別職給与法第 1 条各号に掲げる名称の変更及び削除が生じた場合には、審議会の名称変更及び改組を行う法律の経過措置として、特別職職員としての在職期間とみなす規定を置くことで対応。

※ 別紙（3）の場合の取扱いについて、法律での対応が可能か、政令での措置によるか（包括委任に基づく）等の精査が必要。

## 審議会の名称変更、改組及び廃止と委員承継の関係

### (想定されるパターン)

(1) 委員の任期について「なお従前の例による」と規定する場合

例：「総合科学技術会議」→「総合科学技術・イノベーション会議」に名称変更 (H26. 5. 19)

<考えられる承継規定の規定ぶりの例>

この法律の施行の際現に○○に掲げる○○である者の任期については、なお従前の例による。



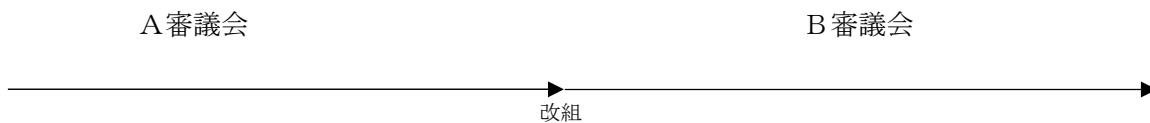
(2) A審議会の委員である者をB審議会の委員として任命されたものとみなす規定を置く場合

例：「特定個人情報保護委員会」→「個人情報保護委員会」に改組 (H28. 1. 1)

「電気通信事業紛争処理委員会」→「電気通信紛争処理委員会」に改組 (H23. 3. 1)

<考えられる承継規定の規定ぶりの例>

この法律の施行の際現に○○の規定により任命されたA委員会の委員である者は、それぞれ、○○日に、B委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、○○の規定にかかわらず、○○日におけるA委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。



(3) 審議会委員の任期満了の規定を置く場合

例：「原子力安全委員会」の廃止 (H24. 9. 19)、「宇宙開発委員会」の廃止 (H24. 7. 12)

※「原子力安全委員会」の廃止と同日に「原子力規制委員会」が設置

<考えられる承継規定の規定ぶりの例>

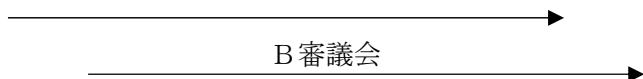
この法律の施行の日の前日において○○である者の任期は、○○の規定による改正前の○○の規定にかかわらず、その日に満了する。



- ※ A審議会の廃止後に引き続き（1日も空けずに）B審議会の委員となると、退職手当を支給せず  
にB審議会の退職時に退職手当が支給されることとなるため、通常は引き続いてB審議会の委員に  
なることは想定されず、A審議会が廃止された退職時に退職手当の支給を行っている。

(参考) A審議会及びB審議会を兼職する場合

A審議会



- ※ 常勤の審議会委員の兼職については、法令上、兼職を禁止する規定は存在しないが、与党方針と  
して原則として行わないこととされている（平成13年3月29日 与党同意人事PT了承）。

## 過去の国家公務員退職手当法の一部改正法附則の実効性についての整理

### ○国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和 34 年法律第 164 号）附則第 3 項

適用者は存在せず、実効性を喪失しているため、今回の改正法により手当する平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項から該当規定を削除する（平成 24 年法改正時には、昭和 48 年改正法附則第 5 項の規定中、適用者がいない昭和 34 年改正法の規定を削除した。今回、平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項からも削除する）。（47 頁・66 頁（参考 1）参照）

### ○国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 5 項～第 8 項

第 5 項から第 7 項までは適用可能性があるので存置する（36 頁参照）。第 8 項は昭和 34 年改正法附則第 3 項及び第 4 項に該当する職員の退職手当に関する従前額保障の規定であるため、適用者は存在せず実効性を喪失している。今回の改正法により手当する平成 17 年改正法附則第 3 条第 1 項から該当規定を削除する（47 頁・66 頁（参考 1）参照）。

### ○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 146 号）附則第 4 項

本項の適用者は、平成 16 年改正法の施行日の前日（平成 17 年 3 月 31 日）に在職している審議会の常勤委員等の職員で、引き続いて現在も審議会の常勤委員等として在職しており、今後、自己都合等により退職が見込まれる者である。

平成 26 年改正法時は、「審議会委員等兼職データベース」を用いて、その当時ある審議会に属する委員が平成 16 年改正法前から引き続き当該審議会に属していたかを確認したものであり、平成 16 年改正法前に当該審議会とは別の審議会に常勤委員としての在職期間を持つ者が引き続いて当該審議会に属している場合については調査していない。

そのため、今回、平成 16 年改正法附則第 4 項について、適用者の有無について調査したところ、適用者は存在しなかったところである。今般の改正においては措置しないこととする（平成 17 年改正法附則からは削除する）。（47 頁・69 頁（参考 2）参照）

### ○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）附則第 6 条第 1 項の表中「第四項第六号口」の項、附則第 6 条第 2 項

- ・ 附則第 6 条第 1 項の表中「第一項」、「第二項」の項は、平成 8 年 4 月 1 日よりも前から在職している職員について、調整額を算定する際の読替規定であり、まだ適用者が存在するため、削除しないこととする。
- ・ 「第四項第六号口」の項は、平成 8 年 4 月 1 日よりも前から在職している職員であって、平成 8 年 4 月 1 日以降その在職期間が全て特別職給与法第一条各号に掲げる特別職の職員（常勤）としての在職期間となる者について、調整額を算定する際の読替規定である。今回、平成 8 年 4 月 1 日以降引き続いて特別職の職員として在職している者が存在するか、適用者の有無について調査したところ、適用者は存在しなかったため、今般の改正において「第四項第六号口」の項は削除することとする（56 頁参照）。
- ・ 附則第 6 条第 2 項第 1 号から第 7 号までは、今般、各府省に調査した結果、該当者はいないことが判明したが、第 8 号に基づき、特別職給与法第 1 条各号の改正で職員の名称変更や改組があった際に、変更となった官職を政令で追記することが想定されており、規定の実効性が存在することから、附則第 6 条第 2 項柱書の「同条第 4 項第 6 号口」を「同条第 4 項第 5 号口」に改め、存置することと

する。（56 頁参照）

#### ○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）附則第 4 条

平成 17 年改正法附則第 4 条について、平成 17 年改正法施行時（平成 17 年 4 月 1 日）以後、平成 21 年度までに退職した職員が適用の対象となっているところ、国家公務員退職手当法は退職時点の規定を適用して支給することとなっており、退職手当の支払いの差止め処分が行われている事案も存在しないことから、既に適用者は存在せず、実効性は喪失している。

また、平成 17 年改正法附則第 3 条 1 項の規定の整備に伴い、「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和 34 年法律第 164 号）を同項から削除することとなるが、附則第 4 条を存置した場合には、実効性がないにもかかわらず、当該略称規定を改めて附則第 4 条に置く必要がある。したがって、附則第 4 条を削除することとする（53 頁参照）。

## (参考1) 平成24年改正法における整理

問108. 昭和48年法律第30号附則第5項から、昭和32年法律第74号附則及び昭和34年法律第164号附則に係る文言を削除するのはなぜか。

今般の昭和48年法律第30号附則第5項の改正にあたって、各府省に確認したところ、同項で引用される昭和32年法律第74号第2項の適用者及び昭和34年法律第164号附則第3項、第4項又は第6項の適用者は存在しないことが確認された。このため、昭和48年法律第30号附則第5項の規定中、適用者がいないこれら該当部分を削除することとしたもの。

### <参考>

#### ●昭和32年法律第74号附則第2項について

##### 1. 昭和32年法律第74号附則第2項の規定の内容

同法により、勤続25年以上の長期勤続者（勧奨退職者）に対して整理退職者並みの退職手当が支給されることとなった（退手法第5条の改正）。その上で、同法附則第2項の規定により、勤続25年末満の勧奨退職者であっても同項の規定に基づく政令による対象者（以下「2.」参照）についても退手法第5条の支給率により、「当分の間」、退職手当が支給できるようにした。

##### 2. 昭和32年法律第74号附則第2項の該当者

附則第2項の該当者とは、昭和32年4月20日に現に在職する職員のうち勤続25年以上の勧奨退職者以外の者のうち、次に掲げるもので、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職したものとされた。

① 先に職員として在職した者のうち、所属庁の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は前条に規定する内閣総理大臣の指定する法人の職員となるため退職し、かつ、これらの職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたもので、年齢50年以上のもの

② 勤続期間が10年以上で、年齢50年以上のもの

※ 昭和48年法律第30号附則第5項は、上記附則第2項適用者も対象とするため、括弧書きで明示している。

（「退手法第四条若しくは第五条又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」）

#### ●昭和34年法律第164号附則第3項、第4項及び第6項について

##### 1. 昭和34年法律第164号附則第3項の規定の内容

同法により、公務外の傷病又は死亡による退職の支給率を自己都合退職

の同一扱いとし、また退職手当の最高支給限度を設ける等の措置を講じたため、同法適用日(※)の前日(昭和33年12月31日)における在職者で、これらの措置により期待権を奪われるものについて、従前の規定による額を保障した。

※ 適用日は、非現業官吏は昭和34年10月1日、5現業公務員及び非現業雇傭人は昭和34年1月1日となる。

## 2. 昭和34年法律第164号附則第4項の規定の内容

過去の国家公務員共済組合法の新長期給付制度の計算基礎は国家公務員の計算基礎は、退職前3年平均(昭和49年以前まで)となっており、旧3公社(日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社)は退職時の俸給となっていた。よって、共済年金の長期給付の面で両者の支給額に差異があるため、昭和34年改正法により追加された退手法第5条の2により、旧3公社の退職手当については、国家公務員の98%と調整することとした(昭和58年法律第82号により廃止)。この経過措置として、昭和34年1月1日に置いて在職している者については、昭和34年1月1日前の期間については、100%とし、昭和34年中に退職した者については、同日以降の勤続期間を100%、昭和35年度中に退職した者については同日以降の勤続期間を99%、昭和36年度以後に退職した者については、同日以降の勤続期間を98%とした(附則第6項は附則第4項の適用者についての規定)。

### <参照条文>

#### 附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五四号) 抄

2 この法律の施行の際現に在職する職員のうち、先に職員として在職し、所属庁の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので政令で定めるものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者その他の者で政令で定めるものが、年齢五十年以上で退職した場合には、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の規定に該当する場合のほか、当分の間、政令で定めるところにより、同条の規定による退職手当を支給することができる。

- 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲等を定める政令(昭和三十二年政令第百二十六号)  
(整理退職の場合と同じ退職手当の支給を受ける職員の範囲)

第二条 法附則第二項に規定する政令で定める職員は、法の施行の際現に在職する職員のうち次に掲げるもので、その者の非違によることなく勧しようを受けて退職したものとする。

- 一 先に職員として在職した者のうち、所属庁の承認又は勧しようを受け、引き続いて外国政府又は前条に規定する内閣総理大臣の指定する法人の職員となるため退職し、かつ、これらの職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたもの(施行令附則第五項第二号若しくは第三号又は第八項の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となつたものを含む。)
- 二 前号に掲げる者のほか、職員としての勤続期間が十年以上の者

#### 附 則 (昭和三四年五月一五日法律第一六四号) 抄

- 3 適用日の前日在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項において「退職手当法」という。)第二条の四から第六条の五まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
  - 一 退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職(傷病又は死亡による退職に限る。) その者につき旧法第四条(死亡により退職した者にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第三条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
  - 二 退職手当法第五条第一項の規定に該当する退職 その者につき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第五条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
  - 三 退職手当法第六条又は第六条の二の規定に該当する退職 その者につき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第二条の四、第三条及び第五条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- 4 昭和三十四年一月一日において新法第二条第一項第二号の職員である者に対する新法第五条の二の規定の適用については、同条中「百分の九十七」とあるのは、「百分の九十七(昭和三十四年一月一日前の勤続期間及び同年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の百、昭和三十五年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十九、昭和三十六年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十八)」とする。
- 6 附則第四項に規定する者に対する新法第六条の規定の適用については、同条中「五十八・二」とあるのは、「第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の額に対する前条及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)附則第四項の規定により計算した退職手当の額の割合を六十に乗じて得た数」とする。

## (参考2)

### 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第146号）について

- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第146号。以下「平成16年改正法」という。）附則第4項は、共済年金の長期給付が適用されない者（審議会の常勤委員等）について、退手法第3条（自己都合等退職）による支給を行う場合であっても、退手法第4条（勤続25年未満定年退職者）によるより高い退職手当（第3条に比べ25%程度の割増）が支給される特例が規定されていた（平成16年改正法による改正前の退手法第4条第3項）。
- 平成16年改正法による特別職の幹部公務員の給与の見直しに併せてこの特例は廃止されたが、平成16年改正法附則第4項において、平成16年改正法施行日前日（平成17年3月31日）から引き続き在職する審議会の常勤委員等については、引き続き改正前の第4条第3項の規定に基づき、本来の支給率よりも高い支給率を用いて退職手当額を計算する経過措置を規定した。

（参考1）平成16年改正法による改正前の退手法第4条第3項

第4条（略）

3 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第72条第2項の規定に該当する者（同項第2号に掲げる者については、政令で定める者を除く。）のうち、職員で前2項又は次条第1項若しくは第2項の規定に該当しないものに対する退職手当の額は、第1項の規定の例により計算した額とする。

（参考2）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）抄

（長期給付の種類等）

第七十二条（略）

2 長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

- 一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国會議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

3（略）

（参考3）平成17年改正法による改正前の平成16年改正法附則第4項

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日の前日在職する職員であって同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。

○國家公務員退職手當法

(昭和二十八年八月八日  
法律第一百八十一号)

目次

## 第一章 総則（第一条—第二条の三）

第二章 一般の退職手当（第二条の四—第八条の二）

### 第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）

## 第四章 跟鐵手当の支給訓限等（第十二条）

第二章 雜言（第十三編·第十一期）

附則

第一章 總則

(趣旨)

**第一条** この法律は、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

(昭三四法一六四・全改 昭六一法九三・一部改正)

**第一条** この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服すること

A 「日法一〇七八〇・一」⑤

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一六年一〇月一八日法律第一三六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月一日法律第一四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。

(平一七法一一五・平一〇法九五・平一四法九六・平二六法一〇七・一部  
改正)

(政令への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則** (平成一七年一〇月二一日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年一〇月一日)

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

**第八十七条** 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第一百六十七条の規定により引き続いて承継会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。）第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年十二月一日

法律第百四十六号

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十号を第七十五号とし、第三十号を第七十四号とし、同条第十九号中「第十五号」を「第四十二号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第二十四号から第二十八号までを削り、第二十三号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十二条 日本学術会議会員  
第一条中第二十号から第二十二号までを削り、第十九号の十一を第六十号とし、同号の次に次の十号を加える。

六十一 電波監理審議会委員  
六十二 中央更生保護審議会の非常勤の委員

六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員  
六十四 労働保険審議会の非常勤の委員

六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員  
六十六 運輸審議会の非常勤の委員  
六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員  
六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員  
六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員  
七十 中央選挙管理会の委員  
五十五 中央選挙管理会の委員  
五十六 第一条中第十九号の十一を第五十九号とし、第十九号の十を第五十八号とし、第十九号の九を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。  
五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

第一条中第十九号の八を第五十五号とし、第十九号の三から第十九号の七までを削り、第十九号の二の三を第五十四号とし、第十九号の二の二を第五十三号とし、第十九号の二の一を第五十二号とし、第十八号の二から第十九号までを削り、第十八号を第五十一号とし、第十七号の三を第四十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

第一条中第十七号の二を第四十六号とし、第十七号を第四十五号とし、第十六号の二を第四十四号とし、第十六号を第四十三号とし、第十五号を第四十二号とし、第十四号を第三十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員

四十 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員

四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

第一条中第十三号の六を削り、第十三号の五の六を第二十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員

三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員

三十六 労働保険審査会の常勤の委員

三十七 社会保険審査会委員

第一条第十三号の五の五を同条第三十二号とし、同条第十三号の五の四中「会長及び」を削り、同号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 地方財政審議会委員

第一条第十三号の五の三中「の委員長及び」を削り、同号を同条第二十九号とし、同条中第十三号の五の二を第二十八号とし、第十三号の三から第十三号の五までを削り、第十三号の二の三を第二十七号とし、同条第十三号の二の中「委員長及び」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条中第三十一号を第七十五号とし、第三十号を第七十四号とし、同条第十九号中「第十五号」を「第四十二号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第二十四号から第二十八号までを削り、第二十三号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 総合科学技術会議の常勤の議員

第一条第十三号の二を第二十五号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十一号を第五号とし、同号の次に次の九号を加える。

四十 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員

第一条中第十三号の二を第二十五号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十一号を第五号とし、同号の次に次の九号を加える。

四十一 総合科学技術会議の常勤の議員

第一条中第十三号の二を第二十五号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十一号を第五号とし、同号の次に次の九号を加える。

四十二 宇宙開発委員会委員長

第一条中第十三号の二を第二十五号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十一号を第五号とし、同号の次に次の九号を加える。

四十三 社会保険審査会委員長

第一条中第十三号の二を第二十五号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十一号を第五号とし、同号の次に次の九号を加える。

四十四 航空・鉄道事故調査委員会委員長

第一条中第十三号の二を第二十五号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十一号を第五号とし、同号の次に次の九号を加える。

四十五 公正取引委員会の委員長及び委員

第一条中第九号及び第十号を削り、第十号の二を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。  
四十六 国家公安委員会委員

第一条中第九号及び第十号を削り、第八号を第十一号とし、第七号の二を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の二を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第一条中「第十六号の二」を「第四十四号」に改める。

別表第二（第三条関係）

官 职 名	俸 納 月 額	
大使	三号俸 二号俸 一号俸	一、三〇一、〇〇〇円 一、一四六、〇〇〇円 一、〇一二、〇〇〇円
公使	三号俸 二号俸 一号俸	一、三〇一、〇〇〇円 一、一四六、〇〇〇円 一、〇一二、〇〇〇円
附 则		
(施行期日)		

(一千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時指置法の一部改正) (平成十四年法律第十九号) の

第一条 二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時指置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三十万八千円」を「百三十万円」に、「第十六号」を「第四十三号」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正) 第二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

(政令への委任)  
前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「第十六号」を「第四十三号」に改める。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)  
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)  
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)  
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第一条第四号から第十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号まで」に改める。

第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

第二条第一項第二号中「第一条第四号から第十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号まで」に改める。

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 細田 博之  
總務大臣 麻生 太郎

國務大臣

細田

博之

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日において総合科学技術会議の常勤の議員、

地方財政審議会会长、原子力委員会委員長、中央更生保護審査会委員長、宇宙開発委員会委員長、

証券取引等監視委員会委員長、公認会計士・監査審査会会長若しくは航空・鉄道事故調査委員会委員長(以下この項において「総合科学技術会議の常勤の議員等」という)又は社会保険審査会の委員、地

方財政審議会委員、食品安全委員会の常勤の委員、原子力委員会の常勤の委員、原子力安全委員会の常勤の委員、中央更生保護審査会の常勤の委員、宇宙開発委員会の常勤の委員、土地鑑定委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員、公認会計士・監査審査会の常勤の委員、国地方係争処理委員会の常勤の委員、電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員、航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員若しくは運輸審議会の常勤の委員(以下この項において「社会保険審査会委員長等」という)である者が当該特別職の職員として受ける俸給月額は、同日を含む任期に係る期間は、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(次項において「新特別職給与法」という)第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかるわらず、総合科学技術会議の常勤の議員等である者にあっては百三十万円、社会保険審査会委員長等である者にあっては百十四万六千円とする。

施行日の前日において情報公開審査会の常勤の委員である者であつて行政機関の保有する個人情

報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)

附則第二条第一項前段の規定により同法の施行の日に情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員

として任命されたものとみなされる者が当該特別職の職員として受ける俸給月額は、同項後段の規

定による任期に係る期間は、新特別職給与法第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかるわらず、

百十四万六千円とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

施行日の前日在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いだ同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。

4 (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

施行日の前日在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いだ同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則	附 則
1～3 (略)	(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)	(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百五十五号）による改正後の国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第三号の規定に該当するものとして同法第二条の三、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。	4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。	
5 (略)		

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号）（抄）（附則第十二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第六号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、<u>国家公務員退職手当法の一部を改正する法律</u>（平成十七年法律第百十五号）による改正後の国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第六号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条及び第六条の四第四項第六号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p>

## 施行期日の考え方及び経過措置を設けない理由について（附則第1項関係）

### 1 施行期日について

今般の改正（退職手当支給水準の引下げ）の施行日については、人事院の調査における官民比較の対象が平成27年度退職者であることを踏まえると、早期に官民較差を解消する必要があり、本年の臨時国会への法案提出を前提に、平成30年1月1日とする。

（注1）施行日を平成30年4月1日として、年度末に多く発生する平成29年度の定年退職者に引下げ前の退職手当を支給することは国民の理解を得られず困難。

（注2）これまで、退職手当の支給水準調整のための改正法案が臨時国会で成立した際も、官民較差を早期に解消する観点から、施行日は法案成立の翌年の1月1日であった。

なお、平成30年1月1日施行することで、平成30年3月末に定年退職する予定の者においては、退職手当の引下げ額78万1千円よりも、引下げ前の退職によって得られなくなる給与額（平成30年1月～3月の3か月分）が大きくなり、引下げ前に退職するいわゆる「駆け込み退職」が問題となる可能性も著しく少ないと考えられる。

（注3）定年退職者のうち最も人数が多い課長補佐級の一般的な月給（各種手当込み）は約50万円であるため、約50万円×3=約150万円>78万1千円（今回引下げ幅）となる。

なお、指定職では、指定職俸給表適用職員（事務次官、局長等）の一般的な月給（各種手当込み）の平均は約100万円であるため、約100万円×3=約300万円>約220万円（指定職8号俸（事務次官級）の引下げ幅）となる。

（注4）いわゆる「駆け込み退職」とは、定年退職が近い職員が、退職手当の引下げの施行日前に自己都合により退職すること。退手法上、定年年齢（60歳）に達した職員が定年退職日（年度末）の前に自己都合退職する場合、退職手当については自己都合ではなく定年退職の支給率が適用される。

### 2 支給水準の引下げに伴い、経過措置を設けない理由について

過去の退職手当の支給水準引下げ（平成24年改正法：402万6千円、平成15年改正法：157万2千円）においては、経過措置を設け段階的な引下げを行っているが、今回は以下の理由により、経過措置を設けないこととする。

- ①早期に官民較差を解消することが望ましいこと
- ②官民較差が78万1千円であり、前回の一段階あたりの引下げ額（約142万円）よりも少額であること
- ③人事院からも、経過措置を設けることが適切との見解は示されていないこと

（注5）改正後の調整率は、施行日以後に退職した者に適用される。

### 3 適用関係の規定を設けない理由

退職手当額の算定に当たっては、退職の日における法律規定が当然適用されるため、平成 15 年改正法や平成 24 年改正法においては、適用関係の規定は置いていない。

過去、適用関係の規定を置いた際には、下記のような理由がある。

- ・ 昭和 48 年改正法附則第 2 条及び昭和 56 年改正法の附則第 2 条は、施行日から遡つてそれ以前の日を適用日としたために設けられた。
- ・ 平成 20 年改正法附則第 2 条は、同法により既に支給された退職手当の返納等の規定を改めたため、改正後の返納命令処分の対象となる退職手当についての適用関係を規定するために設けられた。

今般の改正においては、同様に支給水準調整の改正を行った平成 15 年改正法及び平成 24 年改正法との整合性を図る観点から、適用関係の規定は置かないこととする。

#### 【参考】

##### ○昭和 48 年改正法附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日 [昭和 48 年 5 月 17 日] から施行する。

(適用日等)

2 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）の規定（第七条の二の規定を除く。）は、昭和四十七年十二月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

##### ○昭和 56 年改正法附則

(施行期日)

1 この法律中第一条並びに次項及び附則第四項から第七項までの規定は公布の日 [昭和 56 年 11 月 20 日] から、第二条及び附則第三項の規定は昭和五十七年一月一日から施行する。

(適用日等)

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下「改正後の法」という。）附則第十三項から第十六項までの規定は、昭和四十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

##### ○平成 20 年改正法附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 [平成 21 年 4 月 1 日] から施行する。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、この法律の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

○平成 26 年改正法附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施第一條行する。

(経過措置)

第二条 行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この条において同じ。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、行政執行法人ごとに、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から適用し、同日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

#### 4 従前額保障について

昭和 48 年に調整率の規定が導入されてから現在まで、当初の「120/100」から現行の「87/100」に順次引き下げてきたところであるが、このような場合において、引下げ前の調整率により計算した退職手当額（民間よりも高い水準の退職手当額）を支給するというような、従前額保障の規定はこれまで設けられてきていない。

一方、官民均衡確保のため以外の理由により、退手法本則による「支給率」や「（退手法で規定する）俸給月額」の引下げを含む法改正を行った場合（平成 17 年改正法附則第 3 条 1 項のほか、平成 4 年法律第 28 号附則第 5 項、昭和 63 年法律第 91 号附則第 3 条など）には、一定の範囲で従前額保障を措置している。

(参考)

○平成 4 年法律第 28 号附則第 5 項

平成 4 年法律第 28 号は、「一般職の職員の給与等に関する法律および行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律」である。毎土曜日を閉庁日とするものであり、同法附則において、退職手当法を改正し、日額制職員の退職手当法における俸給月額に相当する算定する額の算出方法を日額の 23 日分から 21 日分に改めた（▲8.7%）ため、従前額保障を措置。

○昭和 63 年法律第 91 号附則第 3 条

昭和 63 年法律第 91 号は、「行政機関の休日に関する法律」である。第 2 及び第 4 土曜日を閉庁日とするものであり、同法附則において退職手当法を改正し、俸給が日額で定められている職員（日額制職員）の退職手当法における俸給月額に相当する算定する額の算出方法を日額の 25 日分から 23 日分に改めた（▲8%）ため、従前額保障を措置。

従前額保障を措置する場合の考え方としては、本来、退職手当は支給制限事由に該当することなく退職した場合に発生する権利であり、退職時より前にその権利が発生することはないものであるが、これまでの退職手当制度を前提とした職員の期待権を一定の

範囲で保護することも必要であることから、退職手当制度の改正による支給率や俸給月額の引下げの場合には、従前額保障を措置してきたものである。

この点、官民均衡を確保するための支給水準の見直しについては、従前からおおむね5～6年ごとに行われているところであり、官民較差を速やかに解消することが国民の理解を得るためにも重要であることから、これまで従前額保障を措置していないことを踏まえ、今回の改正についても措置しないこととする。

(参考)

## 過去の退職手当の段階的引下げ

平成 15 年改正法による措置（調整率  $110/100 \Rightarrow 104/100$ ）

平均 157.2 万円の官民較差を退職手当の支給水準の引下げにより解消

平成 15 年 5 月 28 日成立、同年 6 月 4 日公布、同年 10 月 1 日施行

期間	調整率	一段階ごとの退職手当の引下げ幅
平成 15 年 10 月 1 日～ 平成 16 年 9 月 30 日	107/100	▲約 79 万円 (▲約 2.7%)
平成 16 年 10 月 1 日～	104/100	▲約 79 万円 (▲約 2.7%)

平成 24 年改正法による措置（調整率  $104/100 \Rightarrow 87/100$ ）

平均 402.6 万円の官民較差を退職手当の支給水準の引下げにより解消

平成 24 年 11 月 16 日成立、同月 26 日公布、平成 25 年 1 月 1 日施行

期間	調整率	一段階ごとの退職手当の引下げ幅
平成 25 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 9 月 30 日	98/100	▲約 142 万円 (▲約 5.2%)
平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 6 月 30 日	92/100	▲約 142 万円 (▲約 5.2%)
平成 26 年 7 月 1 日～	87/100	▲約 118 万円 (▲約 4.4%)

## 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）の改正 (附則第 2 項関係)

### 1 規定の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公サ法」という。）第 31 条において、国家公務員を退職して官民競争入札等の落札企業に雇用され公共サービスに従事した後、再び国家公務員として採用された場合において、先の職員としての在職期間と後の職員としての在職期間とを通算した勤続期間により計算した退職手当の額から、公共サービスに従事するための退職に係る退職手当との支給日の翌日から最終退職までの期間に応じた利息とを合計した額を控除した額をその者の退職手当として支給する特例を規定している。

### 2 改正の概要

公サ法において、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定を引用しており、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定により、退職手当の額を計算することとされている。

今回の改正により、退手法原始附則第 26 項で、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定について、「8/100」を「8.3/100」と読み替える規定を置くこととしているため、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号と同様に、退職手当の額の計算において疑義が生じないよう、附則第 26 項を明記する必要がある（附則第 26 項による読替え後のものであることを明確化する）。

※現行の公サ法第 31 条においても、退職手当の額の計算において疑義が生じないよう、読替規定である退手法第 5 条の 3 及び平成 17 年改正法附則第 6 条について引用しているところ。

また、公サ法第 31 条において、昭和 34 年改正法附則第 3 項、昭和 48 年改正法附則第 8 項、平成 17 年改正法附則第 4 条の規定を引用しているが、これらの規定にはすでに適用者が存在しないため、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）との平仄を取ることとし、これらの規定に係る文言を削除する。

※経過措置規定である平成 17 年改正法附則第 3 条は異なり、公サ法第 31 条は本則規定であるため、今般の改正で適用可能性のない条項を削る文言の整理を行うこととする。

### 3 附則で改正する理由

今回の改正は、本則（第1条）で退手法附則第26項を新設して、特別職幹部職員等の調整額を基本額の「8/100」から「8.3/100」に読み替えることとすることに伴うものであり、公サ法において「附則第26項」を追加するのは、本則改正により当然に行う反射的なものであるため、附則で改正する。

## 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の改正（附則第 3 項関係）

### 1 規定の概要

特区法第 19 条の 2において、国家公務員が、国家戦略特別区域の創業者人材確保支援事業に係る区域計画において指定されているスタートアップ企業（創業 5 年以内の企業等）に転職した後、再び国家公務員として採用された場合において、先の職員としての在職期間と後の職員としての在職期間とを通算した勤続期間により計算した退職手当の額から、スタートアップ企業に転職するための退職に係る退職手当とその支給日の翌日から最終退職までの期間に応じた利息とを合計した額を控除した額をその者の退職手当として支給する特例を規定している。

### 2 改正の概要

特区法において、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定を引用しており、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定により、退職手当の額を計算することとされている。

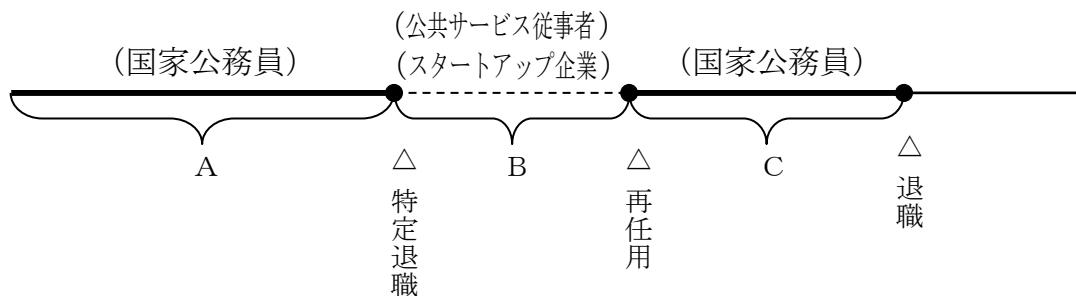
今回の改正により、退手法原始附則第 26 項で、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号の規定について、「8/100」を「8.3/100」と読み替える規定を置くこととしているため、退手法第 6 条の 4 第 4 項第 5 号と同様に、退職手当の額の計算において疑義が生じないよう、附則第 26 項を明記する必要がある（附則第 26 項による読み替え後のものであることを明確化する）。

※現行の特区法第 19 条の 2においても、退職手当の額の計算において疑義が生じないよう、読み替える規定である退手法第 5 条の 3 及び平成 17 年改正法附則第 6 条について引用しているところ。

### 3 附則で改正する理由

今回の改正は、本則（第 1 条）で退手法附則第 26 項を新設して、特別職幹部職員等の調整額を基本額の「8/100」から、「8.3/100」に読み替えることとすることに伴うものであり、特区法に「附則第 26 項」を追加するのは、本則改正により当然に行う反射的なものであるため、附則で改正する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公サ法）第31条  
及び国家戦略特別区域法（特区法）第19条の2条の規定内容



- 再任用職員が退職した場合の退職手当額の計算方法を規定。  
具体的には、
  - ① Aの期間+Cの期間を通算して計算した退職手当額（第1項）から、
  - ② Aの期間の退職手当額とその額の利息を合計した額（第2項）を控除して算出。  
ただし、当該額が、
  - ③ Cの期間のみで計算した額（第3項）を下回る場合は、③の額を支給する。

## 「理由」について

今般の改正は、人事院の調査結果及び見解を踏まえ、国家公務員の退職給付について官民均衡を確保するため、退職手当の支給水準を引き下げる改正を行うものである。

そのため、理由の文言については、本法と同様の改正を行った、平成 24 年改正法時の理由の文言を用いることとする。

本法の理由	平成 24 年改正法時の理由
民間における退職給付の支給の実情に鑑み、 <u>国家公務員の退職手当の額を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</u>	<u>民間における退職給付の支給の実情に鑑み、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</u>

### (参考) 過去の退手法改正時の「理由」

#### ○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 107 号）

国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、退職手当の調整額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### ○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 95 号）

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### ○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号）

国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革の必要性や国家公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### ○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 62 号）

民間における退職金（注 1）の支給の実情にかんがみ、長期勤続者（注 2）に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うとともに、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### ○国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律 91 号）

民間事業における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者等（注2）に対する退職手当の額を引き下げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和48年法律第30号）

民間における退職金の実情等にかんがみ、退職手当の額の計算上公庫、公団等に出向した職員の出向期間を通算することとする等の措置を講ずるほか、当分の間、勧しよう退職者、長期勤続後の退職者等（注2）に対する退職手当の額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（注1）平成15年改正法の根拠となった平成13年調査においては、退職金調査として官の退職手当との比較調査を行っている。そのため、平成15年改正法の理由においては、「民間における退職金の支給の実情にかんがみ」とした。一方、平成24年改正法の根拠となった平成23年の調査においては、退職給付調査として一時金と年金の合計額の比較調査を実施している。そのため、平成24年改正法の理由においては、退職金ではなく退職給付という用語を用いて「民間における退職給付の支給の実情に鑑み」とした。

（注2）平成15年改正法、昭和56年改正法及び昭和48年改正法において、額の引き上げが長期勤続者等に限定されているのは、国家公務員の退職手当が長期勤続報償であることに鑑み、勤続20年以上（自己都合を除く。）の退職者を100/100を超える調整率の対象としていたことによるものである。平成24年改正法以降は、調整率が100/100を下回ったため、制度全体のバランスの観点から、勤続年数や退職理由にかかわらず、全退職者を対象として退職手当（基本額）に調整率を掛けることとしたため、限定する必要性がなくなった。